第4部 資料編

- 1 附属統計
- 2 参考資料

1 附属統計

◆目 次	
資料№1	人口の推移(福岡県・全国 昭和30年~平成27年)
資料No2	年齢階級(3階級)別人口の推移(福岡県 昭和30年~平成27年)
資料№3	高齢化率の推移(福岡県・全国 昭和30年~平成27年)
資料Nº4	県内市町村別高齢化率(福岡県 平成27年)
資料№5	世帯人員別一般世帯数の推移(福岡県・全国 昭和 55 年~平成 27 年)
資料Nº6	家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移(福岡県・全国 昭和55年~平成27年)
資料No7	母子・父子世帯数の推移(福岡県 昭和 55 年~平成 28 年)
資料N <u>∘</u> 8	結婚・離婚件数と率の推移(福岡県・全国 平成2年~平成30年)
資料Nº9	平均初婚年齢の推移(福岡県・全国 昭和 25 年~平成 30 年)
資料№10	平均寿命の推移(福岡県・全国 昭和 40 年~平成 27 年)
資料No11	年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移(福岡県・全国 昭和50年~平成27年)
資料№12	出生・死亡数、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移
	(福岡県・全国 昭和 60 年~平成 30 年)
資料№13	母親の年齢階級別出生児数の推移(福岡県・全国 昭和60年~平成30年)
資料No14	地方議会における女性議員比率(福岡県・全国 平成 15 年~平成 30 年)
資料№15	審議会等における女性委員割合の推移(福岡県・全国 昭和55年~平成31年)
資料№16	女性公務員(警察本部除く)の採用状況の推移(福岡県 平成5年度~平成30年度)
資料№17	都道府県における管理職(本庁の課長相当職以上)の女性の登用状況の推移
	(福岡県・全国 平成5年~平成31年)
資料№18	配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談の件数
	(福岡県・全国 平成 26 年度~平成 30 年度)
資料№19	年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移(福岡県 平成 18年~平成 29年)
資料№20	小・中・高等学校教員数の推移(福岡県・全国 平成2年~令和元年)
資料Nº21	幼稚園、小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移(福岡県・全国 平成 26 年~令和元年)
資料№22	進学率の推移(高等学校、大学・短期大学)(福岡県・全国 昭和 55 年~令和元年)
資料№23	高等学校卒業者の進路の推移(福岡県 平成7年~令和元年)
資料№24	大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数(福岡県・全国 平成2年~令和元年)
資料№25	専攻分野別にみた学生数(大学・学部)(全国 平成7年~令和元年)
資料№26	年齢階級別労働力状態の推移(福岡県 平成 17 年~平成 27 年)
資料№27	雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移(福岡県・全国 昭和60年~平成30年)
資料№28	勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移(全国 昭和60年~平成30年)
資料Nº29	所定内給与額と男女間格差の推移(福岡県・全国 平成2年~平成30年)
資料№30	管理職に占める女性の割合(全国 平成2年~平成30年)

資料№31	管理的職業に従事する女性の数と割合(福岡県・全国 昭和 54 年~平成 29 年)
資料№32	雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移
	(福岡県・全国 平成9年~平成29年)
資料№33	産業別女性就業数と女性の比率の推移(福岡県 昭和 60 年~平成 27 年)
資料№34	女性自営業主数の推移(福岡県・全国 平成 7 年~平成 27 年)
資料№35	農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移(福岡県 平成 19 年~平成 30 年)
資料№36	高齢者の就業率(福岡県・全国 平成 27 年)
資料№37	65 歳以上就業者の従業上の地位(福岡県・全国 平成 27 年)
資料№38	福岡県内における保育所待機児童数の推移(福岡県 平成 21 年~平成 31 年)
資料№39	15歳以上の1日の生活時間(週全体平均)
	(福岡県・全国 平成 18 年・平成 23 年・平成 28 年)
資料№40	65 歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況(福岡県・全国 平成 27 年)
資料№41	主要死因の性別比較(福岡県 平成 21 年~平成 29 年)

資料№1 人口の推移(福岡県・全国 昭和30年~平成27年)

在,	ъ		福岡県人口			全国人口		性	比
年次		女性	男性	総数	女性	男性	総 数	福岡県	全国
昭和	30	1, 964, 399	1, 895, 365	3, 859, 764	45, 833, 937	44, 242, 657	90, 076, 594	103. 6	103. 6
	35	2, 052, 043	1, 954, 636	4, 006, 679	48, 001, 178	46, 300, 445	94, 301, 623	105. 0	103. 7
	40	2, 053, 294	1, 911, 317	3, 964, 611	50, 516, 999	48, 692, 138	99, 209, 137	107. 4	103. 7
	45	2, 095, 383	1, 932, 033	4, 027, 416	53, 295, 994	51, 369, 177	104, 665, 171	108.5	103.8
	50	2, 222, 773	2, 070, 190	4, 292, 963	56, 848, 970	55, 090, 673	111, 939, 643	107. 4	103. 2
	55	2, 353, 011	2, 200, 450	4, 553, 461	59, 466, 627	57, 593, 769	117, 060, 396	106. 9	103. 3
	60	2, 448, 763	2, 270, 496	4, 719, 259	61, 551, 607	59, 497, 316	121, 048, 923	107. 9	103. 5
平成	2	2, 507, 563	2, 303, 487	4, 811, 050	62, 914, 443	60, 696, 724	123, 611, 167	108. 9	103. 7
	7	2, 575, 868	2, 357, 525	4, 933, 393	63, 995, 848	61, 574, 398	125, 570, 246	109. 3	103. 9
	12	2, 626, 875	2, 388, 824	5, 015, 699	64, 815, 079	62, 110, 764	126, 925, 843	110.0	104. 4
	17	2, 655, 814	2, 394, 094	5, 049, 908	65, 419, 017	62, 348, 977	127, 767, 994	110.9	104. 9
	22	2, 678, 003	2, 393, 965	5, 071, 968	65, 729, 615	62, 327, 737	128, 057, 352	111.9	105. 5
	27	2, 691, 138	2, 410, 418	5, 101, 556	65, 253, 007	61, 841, 738	127, 094, 745	111.6	105. 5

※性比:女性人口/男性人口×100 資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料№2 年齢階級 (3階級) 別人口の推移 (福岡県 昭和30年~平成27年)

(単位:人、%)

				女	性			男	性			合	計	
	年次	等	0~14歳	15~64歳	65歳以上	75歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	75歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	75歳以上
	昭和	30	650, 404	1, 209, 819	104, 163	34, 083	675, 264	1, 145, 811	74, 276	19, 165	1, 325, 668	2, 355, 630	178, 439	53, 248
		35	615, 550	1, 307, 041	119, 452	40, 017	641, 805	1, 224, 426	88, 405	22, 444	1, 257, 355	2, 541, 467	207, 857	62, 461
		40	511, 492	1, 403, 027	138, 775	44, 754	528, 899	1, 275, 955	106, 463	26, 643	1, 040, 391	2, 678, 982	245, 238	71, 397
		45	460, 986	1, 468, 497	165, 900	54, 385	482, 409	1, 323, 008	126, 616	33, 737	943, 395	2, 791, 505	292, 516	88, 122
人		50	487, 955	1, 530, 027	203, 870	71, 645	514, 129	1, 403, 718	150, 977	44, 883	1, 002, 084	2, 933, 745	354, 847	116, 528
		55	511, 182	1, 590, 592	249, 703	92, 809	538, 600	1, 482, 457	176, 792	57, 193	1, 049, 782	3, 073, 049	426, 495	150, 002
入		60	501, 093	1, 647, 614	299, 445	121, 252	527, 118	1, 542, 656	199, 783	72, 366	1, 028, 211	3, 190, 270	499, 228	193, 618
	平成	2	444, 497	1, 694, 207	363, 637	155, 130	465, 859	1, 593, 671	234, 232	87, 933	910, 356	3, 287, 878	597, 869	243, 063
		7	398, 301	1, 735, 974	439, 140	189, 793	416, 869	1, 646, 496	289, 434	99, 489	815, 170	3, 382, 470	728, 574	289, 282
		12	362, 769	1, 739, 887	520, 923	239, 487	379, 971	1, 653, 193	349, 367	124, 725	742, 740	3, 393, 080	870, 290	364, 212
		17	342, 570	1, 707, 075	596, 896	299, 030	358, 625	1, 619, 535	400, 902	162, 910	701, 195	3, 326, 610	997, 798	461, 940
		22	334, 257	1, 659, 116	668, 682	355, 676	349, 867	1, 568, 816	454, 694	197, 229	684, 124	3, 227, 932	1, 123, 376	552, 905
		27	330, 100	1, 568, 982	764, 402	400, 296	345, 945	1, 488, 873	540, 362	227, 409	676, 045	3, 057, 855	1, 304, 764	627, 705
	昭和	30	33. 1	61.6	5. 3	1.7	35. 6	60. 5	3. 9	1.0	34. 3	61.0	4. 6	1. 4
		35	30. 0	63. 7	5. 8	2. 0	32. 8	62. 6	4. 5	1.1	31. 4	63. 4	5. 2	1. 6
		40	24. 9	68. 3	6.8	2. 2	27. 7	66.8	5. 6	1.4	26. 2	67. 6	6. 2	1.8
1++		45	22. 0	70. 1	7. 9	2. 6	25. 0	68. 5	6. 6	1.7	23. 4	69. 3	7. 3	2. 2
構成		50	22. 0	68.8	9. 2	3. 2	24. 8	67. 8	7. 3	2. 2	23. 3	68. 3	8. 3	2. 7
比		55	21. 7	67. 6	10.6	3. 9	24. 5	67. 4	8. 0	2. 6	23. 1	67. 5	9. 4	3. 3
<u></u>		60	20. 5	67. 3	12. 2	5. 0	23. 2	67. 9	8.8	3. 2	21.8	67. 6	10.6	4. 1
%	平成	2	17. 7	67. 6	14. 5	6. 2	20. 2	69. 2	10. 2	3.8	18. 9	68. 3	12. 4	5. 1
		7	15. 5	67. 4	17. 0	7. 4	17. 7	69.8	12. 3	4. 2	16. 5	68. 6	14. 8	5. 9
		12	13.8	66. 2	19.8	9. 1	15. 9	69. 2	14. 6	5. 2	14. 8	67. 6	17. 4	7. 3
		17	12. 9	64. 3	22. 5	11.3	15. 0	67. 6	16. 7	6.8	13. 9	65. 9	19.8	9. 1
		22	12. 5	62. 0	25. 0	13. 3	14. 6	65. 5	19.0	8. 2	13. 5	63. 6	22. 1	10. 9
		27	12. 3	58. 3	28. 4	14. 9	14. 4	61.8	22. 4	9. 4	13. 3	59. 9	25. 6	12. 3

注)人口総数には年齢不詳が含まれ、また四捨五入のため、構成比の合計は100とならない場合がある。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.3 高齢化率の推移(福岡県・全国 昭和30年~平成27年)

				福品	司 県					全	国		
年	欠	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率
昭和	30	1, 964, 399	104, 163	5.3	1, 895, 365	74, 276	3. 9	45, 833, 937	2, 744, 001	6. 0	44, 242, 657	2, 042, 198	4. 6
	35	2, 052, 043	119, 452	5.8	1, 954, 636	88, 405	4. 5	48, 001, 178	3, 056, 797	6. 4	46, 300, 445	2, 341, 183	5. 1
	40	2, 053, 294	138, 775	6.8	1, 911, 317	106, 463	5. 6	50, 516, 999	3, 494, 575	6. 9	48, 692, 138	2, 741, 039	5. 6
	45	2, 095, 383	165, 900	7.9	1, 932, 033	126, 616	6.6	53, 295, 994	4, 147, 101	7.8	51, 369, 177	3, 246, 191	6. 3
	50	2, 222, 773	203, 870	9. 2	2, 070, 190	150, 977	7. 3	56, 848, 970	5, 027, 563	8.8	55, 090, 673	3, 837, 866	7. 0
	55	2, 353, 011	249, 703	10.6	2, 200, 450	176, 792	8. 0	59, 466, 627	6, 147, 648	10.3	57, 593, 769	4, 499, 708	7. 8
	60	2, 448, 763	299, 445	12. 2	2, 270, 496	199, 783	8.8	61, 551, 607	7, 368, 094	12.0	59, 497, 316	5, 100, 249	8.6
平成	2	2, 507, 563	363, 637	14. 5	2, 303, 487	234, 232	10. 2	62, 914, 443	8, 906, 958	14. 2	60, 696, 724	5, 987, 637	9. 9
	7	2, 575, 868	439, 140	17. 0	2, 357, 525	289, 434	12.3	63, 995, 848	10, 756, 569	16.8	61, 574, 398	7, 504, 253	12. 2
	12	2, 626, 875	520, 923	19.8	2, 388, 824	349, 367	14.6	64, 815, 079	12, 783, 036	19.7	62, 110, 764	9, 222, 116	14. 8
	17	2, 655, 814	596, 896	22. 5	2, 394, 094	400, 902	16.7	65, 419, 017	14, 797, 406	22. 6	62, 348, 977	10, 874, 599	17. 4
	22	2, 662, 055	668, 682	25. 1	2, 373, 377	454, 694	19. 2	65, 323, 986	16, 775, 273	25. 7	61, 756, 943	12, 470, 412	20. 2
	27	2, 691, 138	764, 402	28. 4	2, 410, 418	540, 362	22. 4	65, 253, 007	18, 979, 972	29. 1	61, 841, 738	14, 485, 469	23. 4

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料№4 県内市町村別高齢化率(福岡県 平成27年)

単位 (%)

市町村名	全体	女性	男性
東峰村	40. 5	33. 6	46. 3
添田町	38. 9	34. 3	42. 9
みやこ町	37. 5	33. 4	41.0
香春町	37. 4	33. 3	40. 9
小竹町	37. 3	31. 7	42. 1
赤村	36. 3	31. 9	40. 2
嘉麻市	35. 7	30. 4	40. 2
大牟田市	35. 1	30. 3	39. 1
中間市	35. 0	31. 2	38. 2
豊前市	34. 9	30.8	38. 5
糸田町	34. 9	30. 1	38. 8
みやま市	34. 8	31.3	37. 9
鞍手町	34. 5	31. 7	37. 1
大任町	34. 5	28. 6	39. 3
築上町	34. 3	29. 1	39. 1
川崎町	33.8	29. 5	37. 3
上毛町	33. 6	29.8	37. 1
八女市	33. 4	29. 2	37. 0
宮若市	33. 2	28. 1	37. 7
大川市	33. 0	29. 9	35. 8
福智町	32. 7	28. 2	36. 5
田川市	32. 0	27. 8	35. 6
朝倉市	32. 0	27. 9	35. 6
うきは市	31. 9	27. 5	35. 8
直方市	31.5	27. 2	35. 2
岡垣町	31.1	27. 9	33. 9
柳川市	30. 7	27. 2	33. 9
遠賀町	30. 7	28.8	32. 5
水巻町	30. 2	26. 7	33. 3
桂川町	30. 1	26. 4	33. 5

市町村名	全体	女性	男性
吉富町	30. 0	26. 0	33. 4
北九州市	29. 3	25. 6	32. 6
飯塚市	29. 1	24. 8	32. 9
芦屋町	28. 9	24. 6	33. 1
福津市	28.8	26. 3	30. 9
筑前町	28. 2	24. 9	31. 2
行橋市	28. 1	24. 6	31. 2
久山町	27. 8	25. 0	30. 4
広川町	27. 1	23. 6	30. 4
糸島市	26. 9	24. 5	29. 2
宗像市	26. 6	24. 4	28. 5
小郡市	26. 1	23. 5	28. 3
須恵町	26. 0	23. 0	28. 8
大刀洗町	25. 9	22. 8	28. 8
太宰府市	25. 9	23. 8	27. 9
筑後市	25. 8	22. 8	28. 6
大木町	25. 8	22. 7	28. 5
久留米市	25. 7	22. 6	28. 5
古賀市	24. 4	22. 1	26. 5
苅田町	23. 9	20. 6	27. 3
宇美町	23. 3	21. 3	25. 4
篠栗町	23. 0	20. 4	25. 4
筑紫野市	22. 8	20. 8	24. 7
志免町	22. 0	19. 2	24. 5
福岡市	20. 7	18. 1	23. 1
大野城市	20. 4	18. 4	22. 2
那珂川町	20. 3	18. 5	22. 0
春日市	19. 7	18. 2	21. 2
粕屋町	16. 9	14. 9	18. 8
新宮町	16. 4	14. 7	18. 0

注) 高齢化率が高い順に表示。 資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.5 世帯人員別一般世帯数の推移(福岡県・全国 昭和55年~平成27年)

(単位:世帯、%)

	年	欠等		一般 世帯数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
		昭和	55	1, 364, 001	225, 466	261, 393	265, 843	354, 801	151, 007	67, 558	37, 933
	福岡		60	1, 518, 580	325, 119	304, 269	277, 636	347, 805	161, 514	65, 832	36, 405
	福	平成	2	1, 623, 805	393, 846	355, 506	292, 510	336, 833	147, 458	62, 989	34, 663
	岡		7	1, 774, 183	490, 053	417, 544	319, 928	320, 658	137, 996	57, 014	30, 990
	県		12	1, 906, 862	576, 717	478, 630	345, 328	308, 072	124, 572	48, 216	25, 327
世帯			17	1, 984, 662	642, 181	511, 432	360, 721	299, 279	110, 732	39, 966	20, 351
数			22	2, 106, 654	736, 339	563, 201	370, 069	287, 110	100, 365	33, 277	16, 293
			27	2, 196, 617	820, 806	597, 783	367, 239	272, 418	96, 349	28, 762	13, 260
(世帯)		昭和	55	35, 823, 609	7, 105, 246	6, 001, 075	6, 475, 220	9, 070, 100	3, 981, 763	2, 032, 848	1, 157, 357
			60	37, 979, 984	7, 894, 636	6, 985, 292	6, 813, 402	8, 988, 042	4, 201, 242	1, 984, 619	1, 112, 751
	_	平成	2	40, 670, 475	9, 389, 660	8, 370, 087	7, 350, 639	8, 787, 908	3, 805, 147	1, 903, 065	1, 063, 969
	全国		7	43, 899, 923	11, 239, 389	10, 079, 958	8, 131, 151	8, 277, 047	3, 511, 770	1, 712, 927	947, 681
	_		12	46, 782, 383	12, 911, 318	11, 743, 432	8, 810, 437	7, 924, 827	3, 167, 227	1, 448, 960	776, 182
			17	49, 062, 530	14, 457, 083	13, 023, 662	9, 196, 084	7, 707, 216	2, 847, 699	1, 207, 777	623, 009
			22	51, 842, 307	16, 784, 507	14, 125, 840	9, 421, 831	7, 460, 339	2, 571, 743	984, 751	493, 296
			27	53, 331, 797	18, 417, 922	14, 876, 547	9, 364, 781	7, 069, 141	2, 403, 060	811, 735	388, 611
		昭和	55	100. 0	16. 5	19. 2	19. 5	26. 0	11. 1	5. 0	2. 8
			60	100. 0	21. 4	20. 0	18. 3	22. 9	10. 6	4. 3	2. 4
	福	平成	2	100.0	24. 3	21. 9	18. 0	20. 7	9. 1	3. 9	2. 1
	岡		7	100.0	27. 6	23. 5	18. 0	18. 1	7. 8	3. 2	1. 7
	県		12	100.0	30. 2	25. 1	18. 1	16. 2	6. 5	2. 5	1.3
構			17	100.0	32. 4	25. 8	18. 2	15. 1	5. 6	2. 0	1.0
成比			22	100.0	35. 0	26. 7	17. 6	13. 6	4. 8	1. 6	0.8
<u>г</u>			27	100.0	37. 4	27. 2	16. 7	12. 4	4. 4	1. 3	0. 6
%		昭和	55	100.0	19. 8	16.8	18. 1	25. 3	11. 1	5. 7	3. 2
			60	100. 0	20. 8	18. 4	17. 9	23. 7	11. 1	5. 2	2. 9
	全	平成	2	100. 0	23. 1	20. 6	18. 1	21.6	9. 4	4. 7	2. 6
	国		7	100. 0	25. 6	23. 0	18. 5	18. 9	8. 0	3. 9	2. 2
			12	100. 0	27. 6	25. 1	18. 8	16. 9	6. 8	3. 1	1. 7
			17	100. 0	29. 5	26. 5	18. 7	15. 7	5. 8	2. 5	1. 3
			22	100. 0	32. 4	27. 2	18. 2	14. 4	5. 0	1.9	1. 0
			27	100. 0	34. 5	27. 9	17. 6	13. 3	4. 5	1.5	0. 7

注)昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.6 家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移(福岡県・全国 昭和55年~平成27年)

(単位:世帯、%)

				一般	世帯			核家族世帯			その他の		
	年	次等		世帯数	一世帯 当たり人員	ā†	夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども	親族世帯	非親族世帯	単独世帯
		昭和	55	1,364,001	3.13	888,753	189,761	601,309	12,888	84,795	247,176	2,606	225,466
			60	1,518,580	3.05	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
	福	平成	2	1,623,805	2.89	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
	岡		7	1,774,183	2.72	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
	県		12	1,906,862	2.57	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
世帯			17	1,984,662	2.47	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
数			22	2,106,654	2.35	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
<u></u>			27	2,196,617	2.26	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
世帯		昭和	55	35,823,609	3.22	21,594,236	4,460,240	15,081,043	297,276	1,755,677	7,062,582	61,545	7,105,246
···			60	37,979,984	3.14	22,803,619	5,211,892	15,188,773	355,588	2,047,366	7,209,096	72,633	7,894,636
	_	平成	2	40,670,475	2.99	24,218,079	6,293,858	15,171,520	425,089	2,327,612	6,985,825	76,911	9,389,660
	全国		7	43,899,923	2.82	25,759,709	7,619,082	15,032,192	484,586	2,623,849	6,772,851	127,974	11,239,389
			12	46,782,383	2.67	27,332,035	8,835,119	14,919,185	545,323	3,032,408	6,347,251	191,779	12,911,318
			17	49,062,530	2.55	28,393,707	9,636,533	14,645,655	620,562	3,490,957	5,943,679	268,061	14,457,083
			22	51,842,307	2.42	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529	5,308,648	456,455	16,784,507
			27	53,331,797	2.33	29,754,438	10,718,259	14,288,203	702,903	4,045,073	4,560,560	463,639	18,417,922
		昭和	55	100.0		65.2	13.9	44.1	0.9	6.2	18.1	0.2	16.5
			60	100.0		61.8	14.6	39.6	1.0	6.5	16.6	0.2	21.4
	福	平成	2	100.0		60.7	16.0	36.6	1.1	6.9	14.9	0.2	24.3
	岡		7	100.0		58.9	17.2	33.5	1.1	7.1	13.1	0.3	27.6
	県		12	100.0		57.9	18.2	30.9	1.2	7.6	11.5	0.4	30.2
構			17	100.0		57.2	18.6	29.1	1.2	8.2	10.4	0.6	31.7
成比			22	100.0		55.2	18.7	26.9	1.2	8.4	8.7	0.9	35.0
			27	100.0		54.5	19.1	25.8	1.2	8.3	7.1	0.8	37.4
%		昭和	55	100.0		60.3	12.5	42.1	0.8	4.9	19.7	0.2	19.8
\sim			60	100.0		60.0	13.7	40.0	0.9	5.4	19.0	0.2	20.8
	_	平成	2	100.0		59.5	15.5	37.3	1.0	5.7	17.2	0.2	23.1
	全国		7	100.0		58.7	17.4	34.2	1.1	6.0	15.4	0.3	25.6
	_		12	100.0		58.4	18.9	31.9	1.2	6.5	13.6	0.4	27.6
1			17	100.0		57.9	19.6	29.9	1.3	7.1	12.1	0.5	29.5
1			22	100.0		56.3	19.8	27.9	1.3	7.4	10.2	0.9	32.4
			27	100.0		55.8	20.1	26.8	1.3	7.6	8.6	0.9	34.5

注)昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料№7 母子・父子世帯数の推移(福岡県 昭和55年~平成28年)

(単位:世帯、%)

	F 16 77				母子世帯					父子世帯	(単位・	世帝、70)
-	年次等		総 数	離別	死 別	その他	不 明	総数	離別	死 別	その他	不 明
	昭和	55	16,440	7,000	7,150	2,160	130	2,480	1,150	1,110	190	30
l		60	20,450	11,540	6,430	2,360	120	3,390	1,840	1,270	230	40
世帯数	平成	2	22,180	14,010	5,890	2,170	110	4,170	2,760	1,110	250	50
		8	25,210	18,500	4,490	1,640	580	5,480	3,400	1,760	210	120
世帯		13	30,476	23,783	4,543	1,905	245	5,905	4,011	1,662	152	80
帯		18	35,265	27,407	4,990	2,410	458	5,848	4,431	1,192	141	84
		23	39,025	32,173	3,750	2,571	531	4,969	3,977	860	93	39
		28	37,230	31,446	2,094	2,978	712	5,526	4,234	898	102	292
	昭和	55	100.0	42.6	43.5	13.1	0.8	100.0	46.2	44.8	7.6	1.4
		60	100.0	56.4	31.4	11.5	0.6	100.0	54.3	37.6	6.8	1.3
構	平成	2	100.0	63.2	26.6	9.8	0.5	100.0	66.2	26.6	6.0	1.2
成比		8	100.0	73.4	17.8	6.5	2.3	100.0	62.0	32.1	3.8	2.2
<u>~</u>		13	100.0	78.0	14.9	6.3	0.8	100.0	67.9	28.1	2.6	1.4
~0 ~		18	100.0	77.7	14.2	6.8	1.3	100.0	75.8	20.4	2.4	1.4
		23	100.0	82.4	9.6	6.6	1.4	100.0	80.0	17.3	1.9	0.8
		28	100.0	84.5	5.6	8.0	1.9	100.0	76.6	16.3	1.8	5.3

資料出所:福岡県「ひとり親世帯等実態調査」(平成28年度)

構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

資料№8 結婚・離婚件数と率の推移(福岡県・全国 平成2年~平成30年)

(単位:件数、%)

			結如	昏	离隹女	昏	婚姻件数100
	年次等		婚姻件数 (件)	婚姻率 (人口千対)	離婚件数 (件)	離婚率 (人口千対)	対離婚件数 700
	平成	2	27.377	5.7	7.699	1.61	28.1
		7	30,355	6.2	9.064	1.85	29.9
		12	30,640	6.1	12,053	2.42	39.3
		13	31,143	6.2	13,230	2.65	42.5
		14	30,358	6.1	13,241	2.64	43.6
		15	29,284	5.8	12,779	2.55	43.6
福		16	28,490	5.7	11,870	2.36	41.7
		17	28,715	5.7	11,567	2.31	40.3
畄		18	30,006	6.0	11,291	2.25	37.6
		19	29,486	5.9	11,115	2.22	37.7
県		20	30,017	6.0	11,037	2.20	36.8
		21	29,419	5.9	11,121	2.22	37.8
		22	29,248	5.8	10,952	2.18	37.4
		23	28,008	5.6	10,653	2.10	38.0
		24	27,974	5.5	10,541	2.10	37.7
		25	28,183	5.6	10,290	2.04	36.5
		26	27,362	5.4	9,981	1.98	36.5
		27	27,570	5.5	10,063	1.99	36.5
		28	26,574	5.3	9,774	1.93	36.8
		29	25,890	5.1	9,607	1.90	37.1
		30	25,265	5.0	9,624	1.91	38.1
	平成	2	722,138	5.9	157,608	1.28	21.8
		7	791,888	6.4	199,016	1.60	25.1
		12	798,138	6.4	264,246	2.10	33.1
		13	799,999	6.4	285,911	2.27	35.7
		14	757,331	6.0	289,836	2.30	38.3
		15	740,191	5.9	283,854	2.25	38.3
全		16	720,417	5.7	270,804	2.15	37.6
至		17	714,265	5.7	261,917	2.08	36.7
		18	730,971	5.8	257,475	2.04	35.2
玉		19	719,822	5.7	254,832	2.02	35.4
		20 21	726,106	5.8 5.6	251,136	1.99 2.01	34.6 35.8
		22	707,734 700,222	5.5	253,353 251,379	1.99	35.8
		23	· ·	5.5 5.2	· ·	1.99	35.6
		24	661,895	5.2 5.3	235,719	1.90	35.6 35.2
		25	668,869 660,613	5.3 5.3	235,406 231,383	1.90	35.2 35.0
		26	643,783	5.3 5.1	231,383	1.84	35.0 34.5
		27	635,783	5.1 5.1	222,115 226,238	1.77	34.5 35.6
		28	620,707	5.1 5.0	226,238 216,856	1.81	35.6
		29	606,952	4.9	212,296	1.70	35.0
		30	586,481	4.9 4.7	212,296	1.70	35.0 35.5
		აი	300, 4 81	4.7	200,333	1.08	აე.ე

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

[※]平成18年以降は11月1日現在、平成13年以前は10月1日現在。

資料№9 平均初婚年齢の推移

(福岡県・全国 昭和25年~平成30年)

· (単位:歳)

福岡県 全国 年次 昭和 25 25.9 22.9 25.9 23.0 30 26.6 23.7 26.6 23.8 27.3 24.6 24.4 35 27.2 27.4 24.9 24.5 40 27.2 45 26.9 24.5 26.9 24.2 50 26.8 24.9 27.0 24.7 55 27.6 25.5 27.8 25.2 28.1 25.8 28.2 25.5 60 平成 2 28.3 26.1 28.4 25.9 28.3 26.4 26.3 28.5 27.0 28.8 27.0 12 28.4 17 29.4 28.0 29.8 28.0 29.5 28.0 30.0 28.2 18 19 29.7 28.3 30.1 28.3 29.8 30.2 28.5 20 28.3 21 29.9 28.5 30.4 28.6 22 30.1 28.7 30.5 28.8 23 30.3 28.9 30.7 29.0 24 30.5 29.1 30.8 29.2 30.5 25 29.2 30.9 29.3 26 30.7 29.2 31.1 29.4 27 30.7 29.4 29.4 31.1 28 30.8 29.3 31.1 29.4 29 30.7 29.3 31.1 29.4 30 30.8 29.3 31.1 29.4

資料No.10 平均寿命の推移

(福岡県・全国 昭和40年~平成27年)

(単位: 年)

					(単位・年)
年	л	福岡	引県	4	全国
	X	女性	男性	女性	男性
昭和	40	73.11	67.32	72.92	67.74
	45	75.44	69.32	75.23	69.84
	50	77.44	71.41	77.01	71.79
	50 55 60	79.21	72.99	79.00	73.57
		80.91	74.19	80.75	74.95
平成	2	82.19	75.24	82.07	76.04
	7	83.44	76.12	83.22	76.70
	12	84.62	77.21	84.62	77.71
	17	85.84	78.35	85.75	78.79
	22	86.48	79.30	86.35	79.59
	27	87.14	80.66	87.01	80.77

資料出所:厚生労働省「都道府県別生命表」

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料№11 年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移(福岡県・全国 昭和50年~平成27年)

(単位:%)

	左	・ トケ		00 045	05 00 15	00 04#	05 00 15	40 44#	45 40 45	50 54 15	4.连士桥泰
	牛	次等		20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	生涯未婚率
1		昭和	50	73.0	26.9	10.2	6.8	5.9	5.3	3.6	4.5
			55	79.4	28.8	12.1	7.3	5.7	5.1	4.8	5.0
	女		60	81.8	34.1	13.3	8.9	6.5	5.5	5.0	5.2
	-	平成	2 7	85.7	43.7	16.5	9.7	7.7	6.0	5.1	5.6
	性			87.0	51.4	22.5	12.1	8.7	7.5	5.9	6.8
4=	11		12	88.7	56.9	29.9	15.8	10.3	8.0	6.9	7.4
福			17	89.6	62.3	34.9	20.5	13.8	9.9	7.8	8.8
1_			22	89.8	62.5	37.9	25.5	19.8	14.6	10.6	12.6
畄			27	90.8	62.2	36.9	26.0	21.2	18.2	13.9	16.1
		昭和	50	87.4	45.8	12.1	5.2	3.5	2.4	1.6	2.1
県			55	90.7	52.5	19.2	6.9	4.1	2.9	2.0	2.5
	男		60	91.2	57.2	25.5	12.1	6.0	4.0	3.0	3.5
	7,	平成	2 7	91.9	61.5	30.3	16.8	9.9	5.4	3.7	4.6
	性		7	92.2	64.8	34.9	20.3	14.4	9.5	5.3	7.7
	II		12	92.7	67.7	41.4	23.4	16.3	12.8	8.6	10.6
			17	93.3	70.5	45.3	28.1	20.1	15.3	12.6	13.8
			22	93.5	69.5	45.1	33.6	27.2	21.2	16.4	18.8
			27	94.0	69.9	44.2	32.6	27.7	24.4	19.7	22.0
		昭和	50	69.2	20.9	7.7	5.3	5.0	4.9	3.8	4.4
			55	77.7	24.0	9.1	5.5	4.4	4.4	4.4	4.4
	女		60	81.4	30.6	10.4	6.6	4.9	4.3	4.4	4.3
		平成	2	85.0	40.2	13.9	7.5	5.8	4.6	4.1	4.3
	性		7	86.4	48.0	19.7	10.0	6.7	5.6	4.5	5.1
	II		12	87.9	54.0	26.6	13.8	8.6	6.3	5.3	5.7
١.			17	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	7.1
全			22	89.6	60.3	34.5	23.1	17.4	12.6	8.7	10.6
			27	91.4	61.3	34.6	23.9	19.3	16.1	12.0	14.1
		昭和	50	88.0	48.3	14.3	6.1	3.7	2.5	1.8	2.2
玉			55	91.5	55.1	21.5	8.5	4.7	3.1	2.1	2.6
	l _ l		60	92.1	60.4	28.1	14.2	7.4	4.7	3.1	3.9
	男	平成	2	92.2	64.4	32.6	19.0	11.7	6.7	4.3	5.6
			7	92.6	66.9	37.3	22.6	16.4	11.2	6.7	9.1
1	性		12	92.9	69.3	42.9	25.7	18.4	14.6	10.1	12.2
			17	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	15.5
			22	94.0	71.8	47.3	35.6	28.6	22.5	17.8	20.1
			27	95.0	72.7	47.1	35.0	30.0	25.9	20.9	23.4

※生涯未婚率: 「45~49歳」と「50~54歳」の未婚率の平均であり、50歳時の未婚率を示す。

※平成22年から、配偶関係「不詳」を除いて計算。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

昭和60年~平成30年) 出生・死亡数、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移(福岡県・全国 資料10.12

2	5	
		1
1	2	1
1	#	t

1	6計特殊 出生率	1. 75	1. 52	1. 42	1.36	1. 26	1.30	1.34	1.37	1. 37	1. 44	1. 42	1. 43	1. 45	1. 46	1. 52	1. 50	1.51	1. 49	1. 76	1.54	1. 42	1.36	1. 26	1. 32	1.34	1. 37	1.37	1. 39	1. 39	1.41	1. 43	1. 42	1. 45	1. 44	1. 43	1. 42
	\sim							_د				9.	9.	4.	6.	-	9.		. 2		_د	<u> </u>	. 2				. 2						6.		0.	_	6
1	死罹将 (出産干対	57.	55.	39.	37.	35.	31.	30.	29.	28.	28.	27.	26.	25.	24	25.	22.	24.	22.	46.	42.	32.	31.	29.	27.	26.	25.	24.	24.	23.	23.	22.	22.	22.	21.	21.	20.
1	乳児死亡率 (出生千対)	5.5				2.5		2.4			2.2					2.2					4.6		3.2	2.8	2.6		2.6			2.3		2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9
当 減	自然増減率 (人ロチ対)	5.9	3.0	2.0	1.8	0.1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.0	-0.4	9.0-	-0.7	9.0	-1.0	-1.4	-1.8	-2.2	5.6	3.3	2.1	1.8	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	9.0-	-1.0	-1.6	-1.7	-1.9	-2.1	-2.3	-2.6	-3.2	-3.6
自然増減	自然増減数	27, 949	14, 569	9, 691	8, 785	746	2, 034	2, 474	1,561	1, 205	-178	-1,892	-3, 142	-3, 559	-4, 114	-5,024	-6,973	-9,092	-11, 301	679, 294	401, 280	264, 925	228, 894	-21, 266	8, 224	-18, 516	-51, 251	-71,830	-125, 708	-202, 260	-219, 128	-238, 620	-269, 465	-284, 767			-444, 070
	死亡率 (人ロチ 対)							8.8				9. 5	9.7	9.8	9.8	9.6	10.1		10.6	6.3		7.4	7.7	8.6		8.8	9. 1	9.1	9. 5	9.6	10.0	10.1	10.1			10.8	11.0
	死亡性比 (女性100 対男性)	118.1	117.2	117.2	114.4	112.0	110.6	107.8	108.8	108.2	106.4	104.5	102.1	101.2	99. 2	99. 1	101.8	100.5	98.8	118.4	117.8	119.1	120.7	117.3	115.6	115.0	114.1	114.3	112.5	110.1	109.1	108.0	107.8	106.9	106.6	106.3	105. 4
ħ	男性					22, 547		22, 780					24, 729						26, 487	407, 769	443, 718	501, 276	525, 903	584, 970	581, 370	592, 784	608, 711	609, 142	633, 700	656, 540	655, 526			666, 707		690, 683	
死	女性	14, 162	15, 467	17, 105	17, 961	20, 128	20, 542	21, 139	21, 620	21, 559	22, 765	23, 531	24, 228	24, 584	24, 716	25, 246	25, 279	26, 198	26, 822	344, 514	376, 587	420, 863	435, 750	498, 826	503, 080	515, 550	533, 696	532, 823	563, 312	596, 526	600, 833	609, 752	612, 670	623, 737	633, 015	649, 714	663, 332
	死亡数	30, 888	33, 595	37, 158	38, 505	42, 675	43, 270	43, 919	45, 134	44, 879	46, 996	48, 112	48, 957	49, 456	49, 317	50, 259	51, 006	52, 530	53, 309	752, 283	820, 305	922, 139	961, 653	1, 083, 796	1, 084, 450	1, 108, 334	1, 142, 407	1, 141, 865	1, 197, 012	1, 253, 066	1, 256, 359	1, 268, 436	1, 273, 004	1, 290, 444	1, 307, 747	1, 340, 397	1, 362, 470
	田 (大 (太 (本	12. 4	10.1	9.6	9. 5	8. 7	9.0	9. 2	9.3	9. 2	9.3	9. 2	9. 1	9.1	9.0	9.0	8. 7	9. 6	8.3	11.9	10.0	9.6	9. 5	8.4	8. 7	8.6	8. 7	8.5	8.5	8. 3	8. 2	8. 2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4
	出生性比 (女性100 対男性)	107. 4	104. 2	105. 5	107.6	104.1	106.1	105.7	105.0	102.9	107.1	105.0	105.9	105.3	106.3	104.7	107.0	103.9	104. 2	105.6	105. 4	105. 2	105.8	105.3	105.3	105.6	105. 2	105. 4	105.8	105.0	105. 2	105.1	105. 6	105.1	105.6	104.9	105. 2
₩	男性	30, 472	24, 582	24, 050	24, 513	22, 143	23, 323	23, 842	23, 915	23, 374	24, 211	23, 672	23, 560	23, 541	23, 293	23, 137	22, 766	22, 138	21, 436	735, 284	626, 971	608, 547	612, 148	545, 032	560, 439	559, 847	559, 513	548, 993	550, 742	538, 271	531, 781	527, 657	515, 533	515, 452	501, 880	484, 449	470, 851
丑	女型	28, 365	23, 582	22, 799	22, TT	21, 278	21, 981	22, 551	22, 780	22, 710	22, 607	22, 548	22, 255	22, 356	21, 910	22, 098	21, 267	21, 300	20, 572	696, 293	594, 614	578, 517	578, 399	517, 498	532, 235	529, 971	531, 643	521, 042	520, 562	512, 535	505, 450	502, 159	488, 006	490, 225		461, 616	
	出生数	58, 837	48, 164	46, 849	47, 290	43, 421	45, 304	46, 393	46, 695	46, 084	46, 818	46, 220	45, 815	45, 897	45, 203	45, 235	44, 033	43, 438	42, 008	1, 431, 577	1, 221, 585	1, 187, 064	1, 190, 547	1, 062, 530	1, 092, 674	1, 089, 818	1,091,156	1, 070, 035	1,071,304	1, 050, 806	1,037,231	1, 029, 816	1,003,539	1,005,677	976, 978	946, 065	918, 400
	年次等		平成 2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	昭和 60	平成 2	7	12	17	92	19	20	21	22	23	24	22	56	27	28	53	30
	**	Ī							ļ	里里	3 🖷	(•						4	+	H	1							٦

注1)乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいう。 注2)死産とは妊娠満12週以後における死児の出産をいう。 注3)合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。 資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料№13 母親の年齢階級別出生児数の推移(福岡県・全国 昭和60年~平成30年)

			19歳	以下	20~2	24歳	25~2	9歳	30~3	34歳	35~	39歳	40点	歳~
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	昭和	60	885	1.5	9,713	16.5	27,383	46.5	16,282	27.7	4,189	7.1	384	0.7
	平成	2	783	1.6	7,445	15.5	20,469	42.5	14,719	30.6	4,150	8.6	598	1.2
		7	839	1.8	7,956	17.0	18,443	39.4	14,566	31.1	4,431	9.5	614	1.3
		12	972	2.1	7,052	14.9	18,437	39.0	15,043	31.8	5,148	10.9	637	1.3
福		17	803	1.8	5,775	13.3	14,239	32.8	15,899	36.6	5,890	13.6	815	1.9
		22	748	1.6	5,340	11.4	13,919	29.7	16,489	35.2	8,877	19.0	1,445	3.1
岡		23	694	1.5	5,157	11.2	13,614	29.5	16,320	35.3	8,965	19.4	1,470	3.2
[III]		24	731	1.6	4,736	10.3	13,459	29.4	16,035	35.0	9,140	19.9	1,714	3.7
		25	737	1.6	4,548	9.9	13,039	28.4	16,148	35.2	9,607	20.9	1,818	4.0
県		26	798	1.8	4,438	9.8	12,389	27.4	15,945	35.3	9,578	21.2	2,055	4.5
		27	729	1.6	4,420	9.8	11,875	26.3	16,252	35.9	9,857	21.8	2,102	4.6
		28	679	1.5	4,298	9.8	11,455	26.0	15,659	35.6	9,758	22.2	2,184	5.0
		29	616	1.4	4,344	10.0	11,041	25.4	15,582	35.9	9,657	22.2	2,198	5.1
		30	537	1.3	4,237	10.1	10,846	25.8	14,853	35.4	9,253	22.0	2,282	5.4
	昭和	60	17,877	1.2	247,341	17.3	682,885	47.7	381,466	26.6	93,501	6.5	8,469	0.6
	平成	2	17,496	1.4	191,859	15.7	550,994	45.1	356,026	29.1	92,377	7.6	12,811	1.0
		7	16,112	1.4	193,514	16.3	492,714	41.5	371,773	31.3	100,053	8.4	12,886	1.1
		12	19,772	1.7	161,361	13.6	470,833	39.5	396,901	33.3	126,409	10.6	15,250	1.3
全		17	16,573	1.6	128,135	12.1	339,328	31.9	404,700	38.1	153,440	14.4	20,348	1.9
		22	13,546	1.3	110,956	10.4	306,910	28.6	384,385	35.9	220,101	20.5	35,401	3.3
		23	13,318	1.3	104,059	9.9	300,384	28.6	373,490	35.5	221,272	21.1	38,280	3.6
		24	12,770	1.2	95,805	9.2	292,464	28.2	367,715	35.5	225,480	21.7	42,991	4.1
国		25	12,964	1.3	91,250	8.9	282,794	27.5	365,404	35.5	229,741	22.3	47,662	4.6
		26	13,011	1.3	86,590	8.6	267,847	26.5	359,323	35.6	225,889	22.4	57,878	5.7
		27	11,929	1.2	84,461	8.4	262,256	26.1	364,870	36.3	228,293	22.7	53,866	5.4
		28	11,095	1.1	82,169	8.4	250,639	25.7	354,911	36.3	223,287	22.9	54,875	5.6
		29	9,898	1.0	79,264	8.4	240,933	25.5	345,419	36.5	216,938	22.9	53,613	5.7
		30	8,778	1.0	77,023	8.4	233,754	25.4	334,906	36.4	211,021	23.0	52,917	5.8

注)年齢階級には「不詳」を含むため、構成比の合計は必ずしも100とならない。

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料No.14 地方議会における女性議員比率(福岡県・全国 平成15年~平成30年)

(単位:人、%)

														`	十四・ハ	707
-m-		都	道府県議会	会	市(区)町村記	義会	市	(区)議会	}	I 1	町村議会		ł	合計	
副司1	査年次等	議員	女性	女性	議員	女性	女性	議員	女性	女性	議員	女性	女性	議員	女性	女性
_	H15. 3	総数	議員数	比率	総数	議員数	比率	総数	議員数	比率	総数	議員数	比率	総数	議員数	比率
		89	3	3.4	1, 726	138	8.0	617	60	9.7	1, 109	78	7.0	1, 815	141	7. 8
	H16. 12	86	4	4. 7	1, 673	162	9. 7	612	74	12. 1	1, 061	88	8. 3	1, 759	166	9. 4
	H17. 12	86	4	4. 7	1, 667	165	9.9	764	93	12. 2	903	72	8. 0	1, 753	169	9. 6
	H18. 12	86	4	4. 7	1, 576	159	10. 1	873	97	11. 1	703	62	8.8	1, 662	163	9.8
	H19. 12	88	3	3. 4	1, 258	149	11.8	715	97	13. 6	543	52	9. 6	1, 346	152	11.3
福	H20. 12	87	3	3. 4	1, 252	147	11. 7	712	95	13. 3	540	52	9. 6	1, 339	150	11. 2
188	H21. 12	87	3	3. 4	1, 231	149	12. 1	703	99	14. 1	528	50	9. 5	1, 318	152	11.5
田	H22. 12	84	3	3.6	1, 162	148	12. 7	705	102	14. 5	457	46	10. 1	1, 246	151	12. 1
	H23. 12	86	4	4. 7	1, 110	134	12. 1	676	91	13. 5	434	43	9. 9	1, 196	138	11.5
県	H24. 12	83	4	4. 8	1, 098	134	12. 2	672	92	13. 7	426	42	9. 9	1, 181	138	11. 7
	H25. 12	83	4	4. 8	1, 095	135	12. 3	671	91	13.6	424	44	10.4	1, 178	139	11.8
	H26. 12	82	4	4. 9	1, 080	128	11. 9	657	86	13. 1	423	42	9.9	1, 162	132	11.4
	H27. 12	86	9	10. 5	1, 075	121	11. 3	649	84	12. 9	426	37	8. 7	1, 161	130	11. 2
	H28. 12	86	9	10. 5	1, 075	124	11. 5	649	84	12. 9	426	40	9.4	1, 161	133	11.5
	H29. 12	86	9	10.5	1, 060	127	12.0	639	88	13.8	421	39	9.3	1, 146	136	11. 9
	H30. 12	83	8	9.6	1, 039	128	12. 3	643	89	13.8	396	39	9.8	1, 122	136	12. 1
	H15. 3	2, 835	164	5.8	57, 776	4, 070	7. 0	19, 241	2, 168	11. 3	38, 535	1, 902	4. 9	60, 611	4, 234	7. 0
	H16. 12	2, 815	194	6.9	54, 138	4, 441	8. 2	20, 949	2, 505	12.0	33, 189	1, 936	5.8	56, 953	4, 635	8. 1
	H17. 12	2, 790	200	7. 2	45, 862	4, 063	8.9	24, 486	2, 704	11.0	21, 376	1, 359	6.4	48, 652	4, 263	8.8
	H18. 12	2, 758	200	7.3	40, 631	3, 870	9.5	24, 640	2, 760	11. 2	15, 991	1, 110	6. 9	43, 389	4, 070	9. 4
	H19. 12	2, 773	223	8.0	36, 014	3, 795	10. 5	22, 165	2, 733	12.3	13, 849	1,062	7. 7	38, 787	4, 018	10.4
	H20. 12	2, 744	225	8. 2	35, 165	3, 806	10.8	21, 841	2, 761	12.6	13, 324	1, 045	7.8	37, 909	4, 031	10.6
全	H21. 12	2, 708	220	8. 1	34, 201	3, 796	11. 1	21, 317	2, 752	12. 9	12, 884	1, 044	8. 1	36, 909	4, 016	10.9
	H22. 12	2, 681	217	8. 1	33, 156	3, 757	11.3	21, 031	2, 776	13. 2	12, 125	981	8. 1	35, 837	3, 974	11.1
I	H23. 12	2, 725	233	8.6	32, 070	3, 706	11.6	20, 351	2, 716	13.3	11, 719	990	8. 4	34, 795	3, 939	11.3
玉	H24. 12	2, 677	232	8. 7	31, 705	3, 693	11.6	20, 129	2, 696	13.4	11, 576	997	8.6	34, 382	3, 925	11.4
	H25. 12	2, 648	233	8.8	31, 250	3, 699	11.8	19, 852	2, 705	13.6	11, 398	994	8. 7	33, 898	3, 932	11.6
	H26. 12	2, 613	233	8. 9	30, 825	3, 691	12. 0	19, 575	2, 693	13.8	11, 250	998	8. 9	33, 438	3, 924	11.7
I	H27. 12	2, 675	261	9.8	30, 490	3, 866	12. 7	19, 343	2, 802	14. 5	11, 147	1,064	9. 5	33, 165	4, 127	12. 4
	H28. 12	2, 657	263	9. 9	30, 334	3, 907	12. 9	19, 260	2, 818	14. 6	11, 074	1, 089	9. 8	32, 991	4, 170	12. 6
I	H29. 12	2, 614	264	10. 1	30, 101	3. 947	13. 1	19, 103	2, 855	14. 9	10, 998	1, 092	9. 9	32, 715	4, 211	12. 9
	H30. 12	2, 609	262	10. 0	29, 839	3, 997	13. 4	18, 930	2, 892	15. 3	10, 909	1, 105	10. 1	32, 448	4, 259	13. 1

資料出所:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

資料№15 審議会等における女性委員割合の推移(福岡県・全国 昭和55年~平成31年)

	審議	会等の数(福岡県)		審議会	等の委員の数(福	岡県)	市町村の	単12.人、%) 全国の比率
年次	総数	女性委員を含む数	比率	総数	女性委員数	比率	市町村の 比率	(都道府県)
昭和 55	172	102	59.3	3,075	224	7.3	6.3	4.1
56	194	115	59.3	3,112	298	9.6	8.1	4.3
57	190	115	60.5	3,114	324	10.4	7.3	4.3
58	203	135	66.5	3,296	363	11.0	8.7	4.9
59	207	140	67.6	3,373	388	11.5	8.7	5.2
60	198	141	71.2	3,337	387	11.6	9.9	5.5
61	203	137	67.5	3,661	401	11.0	9.3	5.8
62	210	140	66.7	3,585	397	11.1	9.7	6.3
63	209	153	73.2	3,550	423	11.9	10.2	6.6
平成 元	213	156	73.2	3,619	422	11.7	9.4	6.7
2	212	159	75.0	3,595	438	12.2	9.8	7.9
3	217	161	74.2	3,609	459	12.7	10.0	9.0
4	217	159	73.3	3,657	484	13.2	11.6	9.6
5	201	163	81.1	3,319	499	15.0	12.0	10.4
6	198	171	86.4	3,275	532	16.2	12.0	11.3
7	192	171	89.1	3,197	556	17.4	13.3	13.1
8	191	181	94.8	3,188	682	21.4	14.8	15.5
9	105	102	97.1	1,605	434	27.0	15.5	16.6
10	111	109	98.2	1,769	515	29.1	15.6	17.6
11	112	110	98.2	1,763	534	30.3	15.7	18.6
12	101	99	98.0	1,717	527	30.7	17.0	20.4
13	104	102	98.1	1,674	524	31.3	18.7	24.7
14	103	102	99.0	1,599	514	32.1	18.1	25.0
15	102	101	99.0	1,527	508	33.3	19.2	26.8
16	103	102	99.0	1,539	523	34.0	20.3	28.2
17	101	101	100.0	1,527	533	34.9	20.7	30.9
18	100	100	100.0	1,424	508	35.7	22.9	31.3
19	97	96	99.0	1,458	550	37.7	23.3	32.3
20	97	96	99.0	1,460	555	38.0	23.7	32.4
21	98	98	100.0	1,448	565	39.0	24.6	33.2
22	91	90	98.9	1,319	533	40.4	25.9	33.8
23	92	92	100.0	1,340	553	41.3	26.3	33.2
24	92	92	100.0	1,317	548	41.6	26.8	32.9
25	93	93	100.0	1,309	547	41.8	27.6	34.1
26	93	93	100.0	1,319	546	41.4	29.1	35.3
27	94	94	100.0	1,322	545	41.2	29.8	35.9
28	96	95	99.0	1,322	547	41.4	30.5	36.4
29	96	95	99.0	1,348	560	41.5	31.4	36.7
30	95	94	98.9	1,321	539	40.8	32.1	36.7
31	91	90	98.9	1,240	526	42.4	32.9	37.1

資料出所:内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

資料№16 女性公務員(警察本部除く)の採用状況の推移(福岡県 平成5年度~平成30年度)

(単位:人、%)

				_										十四・ノ	(70)
調査		上 級			上級以タ			中 級		:	初級			合 計	
年月日	総数	女性 の数	女性 比率	総数	女性 の数	女性 比率	総数	女性 の数	女性 比率	総数	女性 の数	女性 比率	総数	女性 の数	女性 比率
H5. 6. 1	163	37	22. 7	140	75	53.6	63	35	55. 6	77	40	51.9	303	112	37.0
H6. 6. 1	165	35	21.2	189	117	61.9	116	73	62. 9	73	44	60.3	354	152	42.9
H7. 6. 1	128	37	28. 9	161	84	52. 2	62	32	51.6	99	52	52.5	289	121	41.9
H8. 6. 1	102	27	26. 5	134	63	47.0	65	29	44. 6	69	34	49.3	236	90	38. 1
H10. 3. 31	138	39	28. 3	92	40	43.5	31	19	61.3	61	21	34.4	230	79	34.3
H11. 3. 31	94	20	21.3	54	24	44. 4	11	10	90. 9	43	14	32.6	148	44	29.7
H12. 3. 31	70	16	22. 9	36	10	27.8	16	5	31.3	20	5	25.0	106	26	24. 5
H13. 3. 31	74	22	29. 7	88	42	47.7	18	10	55. 6	70	32	45.7	162	64	39.5
H14. 3. 31	105	45	42. 9	117	62	53.0	73	47	64. 4	44	15	34. 1	222	107	48. 2
H15. 3. 31	82	33	40. 2	53	32	60.4	30	23	76. 7	23	9	39. 1	135	65	48. 1
H16. 3. 31	70	22	31.4	53	22	41.5	29	14	48. 3	24	8	33.3	123	44	35.8
H17. 3. 31	78	22	28. 2	44	13	29.5	16	4	25. 0	28	9	32. 1	122	35	28. 7
H18. 3. 31	31	10	32. 3	25	10	40.0	6	3	50.0	19	7	36.8	56	20	35.7
H19. 3. 31	52	14	26. 9	17	7	41.2	4	1	25. 0	13	6	46. 2	69	21	30.4
H20. 3. 31	74	28	37. 8	53	27	50.9	24	18	75. 0	29	9	31.0	127	55	43.3
H21. 3. 31	97	19	19.6	59	29	49.2	33	21	63.6	26	8	30.8	156	48	30.8
H22. 3. 31	111	49	44. 1	64	32	52.6	38	20	52. 6	26	12	46. 2	175	81	46.3
H23. 3. 31	122	40	32.8	171	68	39.8	94	38	40.4	77	30	39.0	293	108	36.9
H24. 3. 31	145	53	36.6	160	85	53. 1	113	59	52. 2	47	26	55.3	305	138	45. 2
H25. 3. 31	178	54	30. 3	155	86	55. 5	-	-	-	-	-	-	333	140	42.0
H26. 3. 31	132	41	31.1	126	49	38. 9	-	-	-	-	-	-	258	90	34. 9
H27. 3. 31	101	30	29. 7	121	55	45.5	-	-	-	-	-	-	222	85	38. 3
H28. 3. 31	133	44	33. 1	100	49	49.0	-	-	-	-	-	-	233	93	39. 9
H29. 3. 31	108	34	31.5	156	63	40.4	-	-	-	-	-	-	264	97	36. 7
H30. 3. 31	133	46	34. 6	107	48	44. 9	-	-	-	-	-	-	240	94	39. 2
H31. 3. 31	186	54	29. 0	170	71	41.8	-	-	-	-	-	-	356	125	35. 1

資料出所:福岡県男女共同参画推進課調べ

平成25年度からは、全体のうち、上級の人数のみを調査している。

資料No.17 都道府県における管理職(本庁の課長相当職以上)の女性の登用状況の推移 (福岡県・全国 平成5年~平成31年)

(単位:%)

	福岡県			全国	
調査年月日等	本庁	支庁及び地方 事務所	本庁	支庁及び地方 事務所	調査年月日等
H5. 6. 1	2. 2	*「本庁」、	1.7	4. 6	H5. 6. 1
H6. 6. 1	2. 5	「支庁及び	1. 8	4. 0	H6. 6. 1
H7. 6. 1	2. 3	地方事務所」 を区分せず	1. 8	4. 1	H7. 6. 1
H8. 6. 1	2. 4	で区ガモ り	1. 9	4. 1	H8. 6. 1
H10. 3. 31	1. 1	2. 9	3. 1	4. 5	H10. 3. 31
H11. 3. 31	1. 2	2. 6	3. 4	4. 5	H11. 3. 31
H12. 3. 31	1. 1	2. 5	3. 4	4. 9	H12. 3. 31
H13. 3. 31	1. 7	4. 4	2. 4	5. 8	H13. 3. 31
H14. 4. 1	2. 8	4. 1	2. 7	5. 9	H14. 4. 1
H15. 4. 1	2. 8	3. 2	2. 9	6. 3	H15. 4. 1
H16. 5. 1	3. 2	4. 2	3. 0	6. 5	H16. 4. 1
H17. 5. 1	3. 1	2. 4	3. 1	6. 3	H17. 4. 1
H18. 5. 1	2. 7	2. 5	3. 4	6. 4	H18. 4. 1
H19. 5. 1	3. 6	2. 5	3. 5	6. 6	H19. 4. 1
H20. 4. 1	3. 6	2. 6	3. 9	6.8	H20. 4. 1
H21. 4. 1	3. 1	1. 8	4. 2	7. 1	H21. 4. 1
H22. 4. 1	3. 6	3. 4	4. 3	7. 6	H22. 4. 1
H23. 4. 1	3. 4	4. 2	4. 7	8. 2	H23. 4. 1
H24. 4. 1	4. 3	4. 5	4. 8	8. 3	H24. 4. 1
H25. 4. 1	5. 8	4. 0	4. 9	8. 7	H25. 4. 1
H26. 4. 1	7. 2	6. 1	5. 4	9. 1	H26. 4. 1
H27. 4. 1	8. 5	7. 7	5. 9	9. 7	H27. 4. 1
H28. 4. 1	9. 0	8. 8	6. 6	10. 4	H28. 4. 1
H29. 4. 1	10. 4	8. 3	7. 2	10. 9	H29. 4. 1
H30. 4. 1	11. 2	10. 7	8. 0	11. 5	H30. 4. 1
H31. 4. 1	11. 6	12. 9	8.8	12. 0	H31. 4. 1

資料出所:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

資料No.18 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数 (福岡県・全国 平成26年度~平成30年度)

(単位:件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福	岡県	3, 387	3, 157	2, 914	2, 558	2, 423
全国	来 所	31, 855	34, 072	33, 418	32, 385	34, 849
	電話	65, 895	72, 246	69, 780	70, 043	75, 964
	その他	5, 213	4, 854	3, 169	3, 682	3, 668
	合 計	102, 963	111, 172	106, 367	106, 110	114, 481

※被害者本人からの申し出の件数 資料出所:内閣府男女共同参画局

資料№19 年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移(福岡県 平成18年~平成29年)

(単位:件、%)

4	F次等		20歳	20~	25~	30~	35∼	40∼	45~	50歳	不 詳	計
			未満	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	以上	71' 0+	***
	平成	18	1, 766	4, 374	3, 316	3, 070	2, 265	804	68	1	0	15, 664
		19	1, 558	4, 033	3, 205	2, 890	2, 239	863	80	0	2	14, 870
		20	1, 493	3, 692	2, 983	2, 647	2, 141	821	74	1	1	13, 853
144		21	1, 375	3, 352	2, 835	2, 546	2, 191	765	61	0	3	13, 128
件 数		22	1, 338	3, 049	2, 680	2, 312	2, 012	806	59	2	0	12, 258
		23	1, 346	2, 726	2, 488	2, 195	1, 963	781	51	0	3	11, 553
件		24	1, 368	2, 721	2, 485	2, 118	1, 983	777	62	2	1	11, 517
		25	1, 281	2, 510	2, 186	2, 028	1, 773	777	63	0	1	10, 619
		26	1, 325	2, 442	2, 139	2, 007	1, 678	760	48	0	1	10, 400
		27	1, 082	2, 495	2, 090	2, 035	1, 755	783	69	2	1	10, 312
		28	946	2, 497	1, 890	2, 016	1, 673	818	62	0	2	9, 904
		29	973	2, 359	1, 923	1, 939	1, 684	797	66	0	1	9, 742
	平成	18	11. 3	27. 9	21. 2	19. 6	14. 5	5. 1	0. 4	0.0	0. 0	100. 0
		19	10. 5	27. 1	21.6	19. 4	15. 1	5. 8	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
		20	10. 8	26. 7	21.5	19. 1	15. 5	5. 9	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
構		21	10. 5	25. 5	21.6	19. 4	16. 7	5. 8	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
成		22	10. 9	24. 9	21.9	18. 9	16. 4	6. 6	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
比		23	11. 7	23. 6	21.5	19. 0	17. 0	6.8	0. 4	0. 0	0.0	100. 0
<u> </u>		24	11. 9	23. 6	21.6	18. 4	17. 2	6. 7	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
%		25	12. 1	23. 6	20. 6	19. 1	16. 7	7. 3	0. 6	0. 0	0. 0	100. 0
		26	12. 7	23. 5	20. 6	19. 3	16. 1	7. 3	0. 5	0. 0	0.0	100. 0
		27	10. 5	24. 2	20. 3	19. 7	17. 0	7. 6	0. 7	0.0	0.0	100. 0
		28	9. 5	24. 2	19. 7	19. 9	17. 3	8. 2	0. 7	0. 0	0.0	100. 0
		29	10.0	24. 2	19. 7	19. 9	17. 3	8. 2	0. 7	0.0	0.0	100.0

資料出所:福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

資料№20 小・中・高等学校教員数の推移(福岡県・全国 平成2年~令和元年)

(単位:人、%)

				小学	2校			中章	 学校			高等	学校	707
			総数	女性	男性	女性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合
	平成	2	16,815	10,451	6,364	62.2	11,010	4,505	6,505	40.9	10,101	2,113	7,988	20.9
		7	16,158	10,205	5,953	63.2	10,561	4,611	5,950	43.7	10,127	2,486	7,641	24.5
		12	14,984	9,539	5,445	63.7	9,820	4,310	5,510	43.9	9,855	2,711	7,144	27.5
		17	15,463	9,938	5,525	64.3	9,383	4,102	5,281	43.7	9,009	2,694	6,315	29.9
		18	15,462	9,943	5,519	64.3	9,357	4,096	5,261	43.8	8,915	2,692	6,223	30.2
l		19	15,482	9,992	5,490	64.5	9,458	4,136	5,322	43.7	8,657	2,611	6,046	30.2
福		20	15,548	10,059	5,489	64.7	9,460	4,134	5,326	43.7	8,617	2,618	5,999	30.4
		21	15,599	10,107	5,492	64.8	9,522	4,196	5,326	44.1	8,552	2,597	5,955	30.4
岡		22	15,799	10,299	5,500	65.2	9,566	4,202	5,364	43.9	8,540	2,635	5,905	30.9
Iωj		23	15,936	10,403	5,533	65.3	9,679	4,266	5,413	44.1	8,515	2,673	5,842	31.4
		24	16,041	10,467	5,574	65.3	9,707	4,331	5,376	44.6	8,574	2,753	5,821	32.1
県		25	16,181	10,572	5,609	65.3	9,720	4,371	5,349	45.0	8,577	2,766	5,811	32.2
		26	16,239	10,609	5,630	65.3	9,737	4,369	5,368	44.9	8,654	2,802	5,852	32.4
		27	16,444	10,721	5,723	65.2	9,735	4,385	5,350	45.0	8,607	2,837	5,770	33.0
		28	16,581	10,827	5,754	65.3	9,711	4,413	5,298	45.4	8,570	2,851	5,719	33.3
		29	16,838	11,042	5,796	65.6	9,764	4,442	5,322	45.5	8,563	2,807	5,696	32.8
		30	17,303	11,310	5,993	65.4	9,696	4,441	5,255	45.8	8,559	2,896	5,663	33.8
	令和	元	17,521	11,451	6,070	65.4	9,765	4,489	5,276	46.0	8,541	2,915	5,626	34.1
	平成	2	444,218	259,188	185,030	58.3	286,065	104,007	182,058	36.4	286,006	58,665	227,341	20.5
		7	430,958	263,626	167,332	61.2	271,020	106,337	164,683	39.2	281,117	65,325	215,792	23.2
		12	407,598	253,946	153,652	62.3	257,605	104,315	153,290	40.5	269,027	68,847	200,180	25.6
		17	416,833	261,559	155,274	62.7	248,694	102,091	146,603	41.1	251,408	69,475	181,933	27.6
		18	417,858	261,951	155,907	62.7	248,280	102,244	146,036	41.2	247,804	69,091	178,713	27.9
		19	418,246	262,387	155,859	62.7	249,645	103,363	146,282	41.4	243,953	68,593	175,360	28.1
		20	419,309	263,319	155,990	62.8	249,509	103,613	145,896	41.5	241,226	68,795	172,431	28.5
全		21	419,518	263,469	156,049	62.8	250,771	104,676	146,095	41.7	239,342	69,198	170,144	28.9
		22	419,776	263,746	156,030	62.8	250,899	105,155	145,744	41.9	238,929	70,277	168,652	29.4
		23	419,467	263,332	156,135	62.8	253,104	106,435	146,669	42.1	237,526	70,759	166,767	29.8
国		24	418,707	262,606	156,101	62.7	253,753	107,344	146,409	42.3	237,224	71,784	165,440	30.3
1		25	417,553	261,109	156,444	62.5	254,235	108,121	146,114	42.5	235,062	72,094	162,968	30.7
		26	416,475	259,875	156,600	62.4	253,832	108,148	145,684	42.6	235,306	72,830	162,476	31.0
		27	417,152	260,025	157,127	62.3	253,704	108,542	145,162	42.8	234,970	73,591	161,379	31.3
		28	416,973	259,639	157,334	62.3	251,978	108,319	143,659	43.0	234,611	74,295	160,316	31.7
		29	418,790	260,487	158,303	62.2	250,060	107,863	142,197	43.1	233,925	74,623	159,302	31.9
		30	420,659	261,445	159,214	62.2	247,229	107,103	140,126	43.3	232,802	74,660	158,142	32.1
	令和	元	421,935	262,277	159,658	62.2	246,825	107,479	139,346	43.5	231,319	74,686	156,633	32.3

※本務教員数の推移

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

平成26年~令和元年) 資料No.21 幼稚園、小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移(福岡県・全国

L																		ľ				ľ				
				平成	平成26年			平成27年	27年			平成28年	8年			平成29年	9年			平成30年	世			令和元年	栱	ŀ
			総数	女性	男性	大 大 奉	総数	女性	男性	女比科	総数	女性	男性	女 下 奉	総数	女性	男性	女 比 奉	総数	女性	男性	女 下 奉	総数	女性	男性	
		風	415	216	199	9 52.0	397	201	196	9.03	387	198	189	51.2	383	194	189	20.7	379	189	190	49.9	377	186	191	
	幼稚園	副國領	114	83	31	1 72.8	130	94	36	72.3	141	100	41	70.9	136	97	39	71.3	140	66	41	70.7	137	92	42	-
		教頭	69	54	15	5 78.3	52	45	10	81.8	53	44	6	83.0	64	45	19	70.3	47	39	8	83.0	38	32	9	
		校長	740	162	8/9	3 21.9	740	158	582	21.4	737	157	580	21.3	734	165	269	22.5	727	154	573	21.2	723	167	556	_
	小学校	副校長	20	9	14	30.0	23	7	16	30.4	25	7	18	28.0	19	3	16	15.8	17	3	14	17.6	15	0	15	
福田		教頭	746	157	589	9 21.0	743	158	582	21.3	739	168	571	22.7	746	197	549	26.4	750	219	531	29.2	751	237	514	
三些		校長	339	26	313	3 7.7	332	97	306	7.8	332	27	305	8.1	330	25	305	7.6	331	31	300	9.4	331	29	302	
	中学校	副校長	15	-	14	4 6.7	15	1	14	6.7	16	1	15	6.3	18	1	17	9.6	18	2	16	11.1	19	2	17	
		教頭	379	26	323	3 6.9	378	32	346	8.5	382	37	345	9.7	372	43	329	11.6	377	46	331	12.2	380	54	326	
		校長	171	10	191	1 5.8	174	15	159	9.8	172	16	156	9.3	171	16	155	9.4	171	18	153	10.5	172	15	157	
	高等学校	副校長	99	3	23	3 5.4	28	4	54	6.9	09	4	26	6.7	62	4	28	6.5	63	3	09	4.8	61	3	58	
		教頭	231	17	214	4 7.4	231	20	211	8.7	227	23	204	10.1	234	26	208	11.1	234	28	206	12.0	239	28	211	
		園長	9,977	6,016	3,961	1 60.3	9,032	5,462	3,570	60.5	8,788	5,340	3,448	8.09	8,530	5,154	3,376	60.4	8,266	4,958	3,308	0.09	8,001	4,741	3,260	
	幼稚園	副園馬	3,009	2,394	615	5 79.6	2,952	2,311	641	78.3	3,032	2,381	651	78.5	3,085	2,437	648	79.0	3,074	2,429	645	79.0	3,079	2,425	654	
		教頭	1,849	1,738	111	1 94.0	1,722	1,614	108	93.7	1,629	1,520	109	93.3	1,596	1,488	108	93.2	1,524	1,420	104	93.2	1,475	1,373	102	
		松	20,165	3,842	16,323	19.1	19,926	3,813	16,113	19.1	19,655	3,774	15,881	19.2	19,451	3,763	15,688	19.3	19,267	3,778	15,489	19.6	19,115	3,930	5,185	
	小学校	副校長	1,875	209	1,366	5 27.1	1,886	528	1,358	28.0	1,876	546	1,330	29.1	1,942	591	1,351	30.4	1,919	902	1,314	31.5	1,910	290	1,320	
₩		教頭	19,018	4,089	14,929	9 21.5	18,809	4,186	14,623	22.3	18,582	4,210	14,372	22.7	18,303	4,367	13,936	23.9	18,163	4,645	13,518	25.6	18,026	4,874	3,152	
H		校	9,436	542	8,891	1 5.8	9,372	571	8,801	6.1	9,286	288	8,698	6.3	9,228	609	8,619	9.9	9,165	612	8,553	6.7	9,103	9/9	8,427	
	中学校	門校馬	1,085	110	975	10.1	1,106	111	995	10.0	1,112	135	977	12.1	1,136	150	986	13.2	1,126	176	920	15.6	1,126	176	950	
		教頭	9,754	908	8,948	8.3	9,695	848	8,847	8.7	9,619	920	8,669	6.6	9,497	1,021	8,476	10.8	9,450	1,133	8,317	12.0	9,406	1,254	8,152	
		校長	4,791	350	4,441	1 7.3	4,769	298	4,402	7.7	4,753	373	4,380	7.8	4,729	374	4,355	7.9	4,714	382	4,332	8.1	4,716	384	4,332	
	高等学校	別校長	1,241	108	1,133	3 8.7	1,249	102	1,147	8.2	1,264	106	1,158	8.4	1,291	100	1,191	7.7	1,313	109	1,204	8.3	1,303	117	1,186	
		教頭	6,334	474	5,860	7.5	6,301	501	5,800	8.0	6,297	524	5,773	8.3	6,278	575	5,703	9.2	6,236	287	5,649	9.4	6,247	979	5,621	

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

昭和55年~令和元年) (福岡県・全国 資料No.22 進学率の推移(高等学校、大学・短期大学)

第 本 奉		男性	29.2	30.4	24.8	32.0	43.6	43.8	51.1	50.2	49.7	48.8	49.6	51.2	51.2	51.5	49.7	49.6	30.3	27.0	23.8	29.7	42.6	45.9	52.7	51.9	51.5	50.9	51.5	52.1	52.2	52.1	51.8	51.6
大学(学部)・短期大学 等への現役進学率		女	34.3	35.1	39.3	46.1	45.9	46.6	55.6	56.5	55.2	55.2	26.7	57.3	57.6	57.0	57.3	58.0	33.5	33.9	37.3	42.4	47.6	48.6	55.9	55.9	55.5	55.5	56.1	56.9	57.2	57.3	57.7	57.8
大学(学等への		 	31.7	32.7	31.9	39.1	44.7	45.2	53.3	53.3	52.5	52.0	53.1	54.3	54.4	54.2	53.5	53.8	31.9	30.5	30.6	37.6	45.1	47.3	54.3	53.9	53.5	53.2	53.8	54.5	54.7	54.7	54.7	54.7
		進者学数	7,695	7,847	8,243	9,979	11,951	11,052	10,901	10,662	10,288	10,464	10,293	10,714	10,783	10,911	10,411	10,561	211,462	184,913	209,946	235,388	281,958	278,747	285,067	278,416	273,765	278,461	271,047	278,850	277,815	280,088	275,688	273,916
)現役進学:	男性	本 本 数 業	26,362	25,802	33,203	31,231	27,424	25,238	21,353	21,220	20,683	21,452	20,765	20,922	21,067	21,179	20,941	21,281	698,801	683,881	881,101	792,206	661,535	607,474	540,796	536,615	531,210	547,355	526,467	534,898	531,716	537,285	532,219	530.584
大学等への		新 本 数	8,861	8,969	12,668	14,582	12,859	11,629	11,824	11,820	11,514	11,780	11,836	12,083	12,053	12,109	11,820	11,951	234,413	234,039	330,007	362,598	317,789	289,589	295,511	293,381	289,685	300,093	292,221	301,088	301,923	305,096	302,353	300.392
大学(学部)・短期大学等への現役進学者数	女性	卒	25,848	25,558	32,257	31,610	28,044	24,970	21,258	20,935	20,849	21,354	20,884	21,071	20,913	21,256	20,645	20,589	700,491	689,832	885,816	798,514	667,367	595,264	528,333	524,949	521,970	540,769	520,925	529,478	527,550	532,283	524,159	519975
大 (州	総数	16,556	16,816	20,911	24,561	24,810	22,681	22,725	22,482	21,802	22,244	22,129	22,797	22,836	23,020	22,231	22,512	445,875	418,952	539,953	597,986	599,747	568,336	580,578	571,797	563,450	578,554	563,268	579,938	579,738	585,184	578,041	574308
高等学校 ""	卒業者	影数	52,210	51,360	65,460	62,841	55,468	50,208	42,611	42,155	41,532	42,806	41,649	41,993	41,980	42,435	41,586	41,870	1,399,292	1,373,713	1,766,917	1,590,720	1,328,902	1,202,738	1,069,129	1,061,564	1,053,180	1,088,124	1,047,392	1,064,376	1,059,266	1,069,568	1,056,378	1 050 559
奉本		民性	94.3	94.0	92.6	96.2	96.3	96.5	6.96	97.1	97.1	97.1	97.1	97.3	97.6	7.76	97.8	98.0	93.1	93.1	93.2	94.7	95.0	97.3	97.8	98.0	98.0	98.1	98.1	98.3	98.5	98.6	98.6	986
等へのぎ		女和	95.7	94.5	95.9	97.1	97.2	97.0	97.4	97.8	97.9	0.86	98.2	98.2	98.5	98.4	98.6	98.5	95.4	95.3	92.6	97.0	8.96	97.9	98.3	98.5	98.6	98.7	98.7	98.8	0.66	0.66	0.66	0 66
高等学校等への進学率		+	95.0	94.2	95.7	9.96	8.96	8.96	97.1	97.4	97.5	97.5	7.76	97.8	98.0	98.0	98.2	98.3	94.2	94.1	94.4	95.8	95.9	97.6	98.0	98.2	98.3	98.4	98.4	98.5	98.7	98.8	98.8	8 86
		州 秦 教	30,070	33,518	37,108	33,351	30,161	24,775	24,260	23,357	23,696	23,767	23,680	23,419	23,822	23,547	23,167	22,628	820,339	897,949	945,872	786,502	711,005	615,587	613,626	589,076	598,713	593,640	598,184	590,559	589,659	585,117	571,708	561 344
学者数	男性	本 巻 数	31,872	35,669	38,824	34,676	31,328	25,673	25,045	24,058	24,410	24,484	24,376	24,067	24,416	24,105	23,686	23,086	880,728	964,839	1,014,700	830,746	748,259	632,395	627,405	601,117	610,916	605,345	609,847	926'009	598,867	593,641	579,675	569033
高等学校等への進学者数		者 数 数	29,536	32,457	35,742	32,091	29,314	24,020	23,468	22,835	23,126	23,061	23,114	22,522	22,516	22,947	22,394	21,997	803,420	873,695	924,086	767,482	693,452	591,575	589,992	567,082	575,883	572,090	575,814	566,831	564,714	561,028	547,872	537 532
高等学	女性	卒 業 数	30,847	34,335	37,270	33,043	30,144	24,751	24,098	23,344	23,613	23,521	23,544	22,926	22,850	23,324	22,717	22,330	842,297	917,195	966,803	791,452	716,501	603,968	600,331	575,806	584,288	579,709	583,143	573,573	570,548	566,710	553,341	543 050
	4 作 共	総数	59,606	65,975	72,850	65,442	59,475	48,795	47,728	46,192	46,822	46,828	46,794	45,941	46,338	46,494	45,561	44,625	1,623,759	1,771,644	1,869,958	1,553,984	1,404,457	1,207,162	1,203,618	1,156,158	1,174,596	1,165,730	1,173,998	1,157,390	1,154,373	1,146,145	1,119,580	1 098 876
中 ************************************	卒業者	黎	62,719	70,004	76,094	67,719	61,472	50,424	49,143	47,402	48,023	48,005	47,920	46,993	47,266	47,429	46,403	45,416	1,723,025	1,882,034	1,981,503	1,622,198	1,464,760	1,236,363	1,227,736	1,176,923	1,195,204	1,185,054	1,192,990	1,174,529	1,169,415	1,160,351	1,133,016	1 112 083
1	年次等		昭和 55	09	平成 2	7	12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	昭和 55	09	平成 2	7	12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	수된 규
	••								104	軍	<u> </u>	′														∜	H							

注1) 高等学校等への進学率=(高等学校等への進学者数/中学校卒業者数)×100 ただし、進学者には、高等学校への通信制課程への進学者は含まない。 注2) 大学(学部)、短期大学等への現役進学率=(大学(学部)、短期大学等への現役進学者数/高等学校等卒業者数)×100 資料出所:文部科学省「学校基本調査」

資料№23 高等学校卒業者の進路の推移(福岡県 平成7年~令和元年)

-	≡次等	卒業者数	大学(学	≦部)	短期大学	その他	専修学	!校等	公共職業能力	開発施設等	就耳	哉	左記以名	外の者等
_ 4	- 久守		進学者	比率	進学者	比率	入学者	比率	入学者	比率	人数	比率	人数	比率
	平成 7	31, 610	6, 485	20. 5	8, 097	25. 6	7, 518	23. 8	_	_	6, 889	21.8	2, 621	8. 3
	12	28, 044	8, 385	29. 9	4, 474	16.0	7, 750	27. 6	40	0. 1	3, 950	14. 1	3, 445	12. 3
	17	24, 970	8, 130	32. 6	3, 499	14. 0	7, 429	29.8	52	0. 2	3, 455	13.8	2, 405	9. 6
	18	23, 160	8, 269	35. 7	3, 282	14. 2	6, 351	27. 4	40	0. 2	3, 435	14. 8	1, 783	7. 7
	19	22, 694	8, 712	38. 4	3, 091	13.6	5, 714	25. 2	47	0. 2	3, 362	14. 8	1, 768	7. 8
	20	21, 676	8, 739	40. 3	2, 947	13.6	5, 252	24. 2	34	0. 2	3, 306	15. 3	1, 398	6. 4
	21	20, 983	8, 850	42. 2	2, 839	13. 5	4, 901	23. 4	40	0. 2	2, 884	13. 7	1, 469	7. 0
١,	22	21, 258	8, 890	41.8	2, 934	13.8	5, 169	24. 3	50	0. 2	2, 680	12. 6	1, 535	7. 2
女性	23	20, 935	9, 016	43. 1	2, 804	13. 4	5, 061	24. 2	41	0. 2	2, 804	13. 4	1, 209	5. 8
119	24	20, 849	8, 740	41.9	2, 774	13. 3	5, 247	25. 2	36	0. 2	2, 839	13. 6	1, 213	5. 8
	25	21, 354	8, 978	42. 0	2, 802	13. 1	5, 536	25. 9	42	0. 2	2, 809	13. 2	1, 187	5. 6
	26	20, 884	9, 069	43. 4	2, 767	13. 2	5, 031	24. 1	55	0.3	2, 835	13. 6	1, 127	5. 4
	27	21, 071	9, 267	44. 0	2, 816	13. 4	4, 946	23. 5	31	0. 1	2, 883	13. 7	1, 128	5. 4
	28	20, 913	9, 378	44. 8	2, 675	12. 8	4, 941	23. 6	24	0. 1	2, 851	13. 6	1, 044	5. 0
	29	21, 256	9, 609	45. 2	2, 500	11.8	5, 228	24. 6	45	0. 2	2, 898	13. 6	976	4. 6
	30	20, 645	9, 487	46. 0	2, 333	11.3	4, 944	23. 9	48	0. 2	2, 816	13. 6	1, 017	4. 9
	令和元	20, 589	9, 744	47. 3	2, 207	10. 7	5, 014	24. 4	34	0. 2	2, 654	12. 9	936	4. 5
	平成 7	31, 231	9, 386	30. 1	593	1. 9	10, 941	35. 0	_	_	8, 630	27. 6	1, 681	5. 4
	12	27, 424	11, 419	41.6	532	1.9	7, 119	26. 0	172	0.6	5, 576	20.3	2, 606	9. 5
	17	25, 238	10, 531	41. 7	521	2. 1	6, 991	27. 7	187	0. 7	5, 125	20.3	1, 883	7. 5
	18	23, 405	10, 504	44. 9	413	1.8	5, 924	25. 3	162	0. 7	4, 974	21.3	1, 428	6. 1
	19	23, 247	11,060	47. 6	334	1.4	5, 130	22. 1	146	0.6	5, 160	22. 2	1, 417	6. 1
	20	22, 079	10, 590	48. 0	332	1.5	4, 939	22. 4	140	0.6	4, 939	22. 4	1, 139	5. 2
	21	21, 183	10, 268	48. 5	296	1.4	4, 572	21.6	146	0. 7	4, 672	22. 1	1, 229	5. 8
男	22	21, 353	10, 579	49. 5	322	1.5	4, 988	23. 4	158	0. 7	4, 075	19. 1	1, 231	5. 8
性	23	21, 220	10, 312	48. 6	350	1.6	5, 122	24. 1	157	0. 7	4, 259	20. 1	1, 020	4. 8
'-	24	20, 683	9, 985	48. 3	303	1.5	4, 998	24. 2	147	0. 7	4, 282	20. 7	968	4. 7
	25	21, 452	10, 111	47. 1	353	1.6	5, 308	24. 7	172	0.8	4, 560	21.3	948	4. 4
	26	20, 765	9, 951	47. 9	342	1.6	4, 894	23. 6	155	0. 7	4, 464	21.5	959	4. 6
	27	20, 922	10, 344	49. 4	370	1.8	4, 434	21. 2	136	0. 7	4, 691	22. 4	947	4. 5
	28	21, 067	10, 449	49. 6	334	1.6	4, 338	20. 6	114	0. 5	4, 731	22. 5	1, 101	5. 2
	29	21, 179	10, 581	50. 0	330	1.6	4, 584	21. 6	95	0. 4	4, 668	22. 0	921	4. 3
	30	20, 941	10, 109	48. 3	302	1.4	4, 655	22. 2	113	0. 5	4, 823	23. 0	939	4. 5
	令和元	21, 281	10, 222	48. 0	339	1.6	4, 678	22. 0	130	0.6	4, 949	23. 3	963	4. 5

注1)公共職業能力開発施設等入学者については、平成11年度調査より追加。

資料出所: 文部科学省「学校基本調査」

資料No.24 大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数(福岡県・全国 平成2年~令和元年)

(単位:校、人、%)

					t= 107 '	8				^ F	(+12.12	
		Į.		1		果				全 国		
:	年次等		学校数		在学	者数		学校数		在学	者数	
			丁 汉 纵	計	女	男	女子の割合	丁10.50	計	女	男	女子の割合
	平成	2	25	106,700	20,315	86,385	19.0	507	2,133,362	584,155	1,549,207	27.4
		7	27	124,638	33,492	91,146	26.9	565	2,546,649	821,893	1,724,756	32.3
		17	31	130,347	48,183	82,164	37.0	726	2,865,051	1,124,900	1,740,151	39.3
		22	34	123,974	49,052	74,922	39.6	778	2,887,414	1,185,580	1,701,834	41.1
		23	35	123,738	49,668	74,070	40.1	780	2,893,489	1,200,182	1,693,307	41.5
+		24	34	121,756	49,563	72,193	40.7	783	2,876,134	1,206,134	1,670,000	41.9
大学		25	34	121,134	49,915	71,219	41.2	782	2,868,872	1,216,012	1,652,860	42.4
,		26	34	120,052	49,994	70,058	41.6	781	2,855,529	1,220,091	1,635,438	42.7
		27	34	119,931	50,098	69,833	41.8	779	2,860,210	1,231,868	1,628,342	43.1
		28	34	120,080	50,277	69,803	41.9	777	2,873,624	1,247,726	1,625,898	43.4
		29	35	120,838	50,734	70,104	42.0	780	2,890,880	1,263,893	1,626,987	43.7
		30	34	121,581	51,360	70,221	42.2	782	2,909,159	1,280,406	1,628,753	44.0
	令和	元	34	122,457	52,195	70,262	42.6	786	2,918,668	1,293,095	1,625,573	44.3
	平成	2	27	23,782	22,306	1,476	93.8	593	479,389	438,443	40,946	91.5
		7	26	24,587	22,660	1,927	92.2	596	498,516	455,439	43,077	91.4
		17	24	11,960	10,738	1,222	89.8	488	219,355	191,131	28,224	87.1
		22	20	8,873	8,063	810	90.9	395	155,273	137,791	17,482	88.7
短		23	20	8,811	7,930	881	90.0	387	150,007	132,635	17,372	88.4
期		24	20	8,405	7,569	836	90.1	372	141,970	125,469	16,501	88.4
大		25	20	8,322	7,416	906	89.1	359	138,260	122,176	16,084	88.4
学		26	20	8,474	7,473	1,001	88.2	352	136,534	120,722	15,812	88.4
		27	20	8,355	7,388	967	88.4	346	132,681	117,461	15,220	88.5
		28	20	8,128	7,196	932	88.5	341	128,460	113,975	14,485	88.7
		29	19	7,638	6,708	930	87.8	337	123,949	109,898	14,051	88.7
		30	19	7,211	6,291	920	87.2	331	119,035	105,530	13,505	88.7
	令和	元	18	6,843	5,947	896	86.9	326	113,013	99,866	13,147	88.4

注1) 「学校数」は学生募集停止の学校も正規の廃止手続きが完了しない限り含む。

(各年5月1日現在)

注2) 「在学数」には、大学については学部学生のほか大学院・専攻科・別科の学生及び聴講生・研究生等を含み、 短期大学については、本科学生のほか専攻科・別科の学生及び聴講生を含む。

但し、上記の学校は通信教育部の学生は除く。

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

注2) 「大学(学部)進学者」及び「短期大学その他への進学者」には就職している者を含むため、卒業者総数に占める割合の合計は必ずしも100%にならない。

資料No.25 専攻分野別にみた学生数(大学・学部)(全国 平成7年~令和元年)

具 441V0.A3	* *	も父づむがにかた于王教(入子・ナロ)	수 나	トくンズ	음	1 H	3	(+)(#)(+) (*)+	+									(単位:人、	(%
		4	4	4	jį.	₹ 4	Įį.	H	ĵį:	ŀ	įį.		Įį.		保健	健		4	
公区			*	* \ \	+	1. □	\ \ \ \	Ħ	+		4	展	+	医学•歯学	季	その他		元の と	.,
		実数	比	実数	比	実数	兄	実数	兄楙	実数	兄	実数	开	実数	光	実数	光	実数	光
	全体	2,330,831	100.0	374,964	16.1	933,624	40.1	82,764	3.6	456,707	19.6	71,880	3.1	65,667	2.8	56,414	2.4	288,811	12.4
平成7年	女子	767,886	32.9	251,057	32.7	199,637	26.0	19,510	2.5	35,328	4.6	25,352	3.3	18,929	2.5	38,645	2.0	179,428	23.4
	男子	1,562,945	67.1	123,907	7.9	733,987	47.0	63,254	4.0	421,379	27.0	46,528	3.0	46,738	3.0	17,769	1.1	109,383	7.0
	全体	2,471,755	100.0	410,979	16.6	985,617	39.9	87,901	3.6	467,162	18.9	70,308	2.8	64,309	2.6	79,328	3.2	306,151	12.4
平成12年	女子	913,222	36.9	275,733	30.2	267,789	29.3	22,282	2.4	46,489	5.1	28,327	3.1	21,344	2.3	56,346	6.2	194,912	21.3
	男子	1,558,533	63.1	135,246	8.7	717,828	46.1	62,619	4.2	420,673	27.0	41,981	2.7	42,965	2.8	22,982	1.5	111,239	7.1
	全体	2,508,088	100.0	405,413	16.2	945,756	37.7	86,844	3.5	433,377	17.3	70,328	2.8	63,553	2.5	123,301	4.9	379,516	15.1
平成17年	女子	1,009,217	40.2	271,827	26.9	294,688	29.2	22,161	2.2	45,703	4.5	28,450	2.8	21,535	2.1	84,245	8.3	240,608	23.8
	男子	1,498,871	59.8	133,586	8.9	651,068	43.4	64,683	4.3	387,674	25.9	41,878	2.8	42,018	2.8	39,056	2.6	138,908	9.3
	全体	2,559,191	100.0	388,564	15.2	892,545	34.9	81,425	3.2	400,633	15.7	75,816	3.0	64,935	2.5	188,248	7.4	467,025	18.2
平成22年	女子	1,077,782	42.1	258,465	24.0	288,463	26.8	21,008	1.9	43,583	4.0	30,994	2.9	21,455	2.0	124,145	11.5	289,669	26.9
	男子	1,481,409	57.9	130,099	8.8	604,082	40.8	60,417	4.1	357,050	24.1	44,822	3.0	43,480	2.9	64,103	4.3	177,356	12.0
	全体	2,569,349	100.0	385,268	15.0	879,173	34.2	80,960	3.2	394,474	15.4	75,770	2.9	65,584	2.6	205,202	8.0	482,918	18.8
平成23年	女子	1,094,283	42.6	255,049	23.3	287,179	26.2	20,980	1.9	44,184	4.0	31,668	2.9	21,851	2.0	135,423	12.4	297,949	27.2
	男子	1,475,066	57.4	130,219	8.8	591,994	40.1	59,980	4.1	350,290	23.7	44,102	3.0	43,733	3.0	69,779	4.7	184,969	12.5
	全体	2,560,909	100.0	379,288	14.8	861,881	33.7	80,990	3.2	390,532	15.2	75,741	3.0	66,845	2.6	215,492	8.4	490,140	19.1
平成24年	女子	1,101,644	43.0	249,966	22.7	285,828	25.9	21,150	1.9	45,724	4.2	32,425	2.9	22,411	2.0	142,542	12.9	301,598	27.4
	男子	1,459,265	57.0	129,322	8.9	576,053	39.5	59,840	4.1	344,808	23.6	43,316	3.0	44,434	3.0	72,950	5.0	188,542	12.9
	全体	2,562,068	100.0	377,182	14.7	848,652	33.1	80,490	3.1	390,042	15.2	75,724	3.0	67,973	2.7	225,319	8.8	496,686	19.4
平成25年	女子	1,113,812	43.5	248,301	22.3	285,176	25.6	21,123	1.9	48,036	4.3	32,990	3.0	22,877	2.1	149,430	13.4	305,879	27.5
	男子	1,448,256	56.5	128,881	8.9	563,476	38.9	59,367	4.1	342,006	23.6	42,734	3.0	45,096	3.1	75,889	5.2	190,807	13.2
	全体	2,552,022	100.0	371,201	14.5	835,213	32.7	80,684	3.2	388,276	15.2	75,593	3.0	69,286	2.7	233,812	9.2	497,957	19.5
平成26年	女子	1,117,778	43.8	243,486	21.8	284,027	25.4	21,309	1.9	50,275	4.5	33,485	3.0	23,552	2.1	155,589	13.9	306,055	27.4
	男子	1,434,244	56.2	127,715	8.9	551,186		59,375	4.1	338,001	23.6	42,108	2.9	45,734	3.2	78,223	5.5	191,902	13.4
	全体	2,556,062	100.0	368,285	14.4	828,230	32.4	80,111	3.1	389,168	15.2	75,398	2.9	70,415	2.8	241,412	9.4	503,043	19.7
平成27年	女子	1,127,372	44.1	241,148	21.4	284,023	25.2	21,431	1.9	52,955	4.7	33,464	3.0	24,202	2.1	161,635	14.3	308,514	27.4
	男子	1,428,690	55.9	127,137	8.9	544,207		58,680	4.1	336,213	23.5	41,934	2.9	46,213	3.2	76,777	5.6	194,529	13.6
	全体	2,567,030	100.0	366,220	14.3	829,399	32.3	79,290	3.1	384,762	15.0	76,404	3.0	71,021	2.8	247,435	9.6	512,499	20.0
平成28年	女子	1,141,425	44.5	239,505	21.0	287,892	25.2	21,440	1.9	54,042	4.7	33,989	3.0	24,632	2.2	167,082	14.6	312,843	27.4
	男子	1,425,605	55.5	126,715	8.9	541,507	38.0	57,850	4.1	330,720	23.2	42,415	3.0	46,389	3.3	80,353	9.6	199,656	14.0
	全体	2,582,670	100.0	364,621	14.3	833,256	32.3	79,008	3.1	384,724	15.0	76,676	3.0	71,561	2.8	253,128	9.8	519,696	20.1
平成29年	女子	1,156,021	44.8	237,822	20.6	291,977	25.3	21,529	1.9	52,975	4.8	34,309	3.0	25,054	2.2	172,721	14.9	316,634	27.4
	男子	1,426,649	55.2	126,799	8.9	541,279	37.9	57,479	4.0	328,749	23.0	42,367	3.0	46,507	3.3	80,407	5.6	203,062	14.2
	全体	2,599,684	100.0	365,163	14.0	837,240	32.2	78,458	3.0	382,324	14.7	76,930	3.0	71,974	2.8	257,298	6.6	530,297	20.4
平成30年	女子	1,172,170	45.1	238,545	20.4	295,827		21,781	1.9	57,446	4.9	34,588	3.0	25,333	2.2	177,593	15.2	321,057	27.4
	男子	1,427,514	54.9	126,618	8.9	541,413		56,677	4.0	324,878	22.8	42,342	3.0	46,641	3.3	79,705	5.6	209,240	14.7
	全体	2,609,148	100.0	365,163	14.0	836,408	32.0	77,997	3.0	380,452	14.5	77,100	3.0	72,109	2.8	260,706	10.0	539,213	20.7
令和元年	女子	1,183,962	45.4	238,381	20.1	297,571		21,727	1.8	58,560	4.9	34,788	2.9	25,814	2.2	181,647	15.3	325,474	27.6
	男子	1,425,186	54.6	126,782	8.9	538,837	37.9	56,270	3.9	321,892	22.6	42,312	3.0	46,295	3.2	79,059	5.5	213,739	15.0

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

資料No.26 年齢階級別労働力状態の推移(福岡県 平成17年~平成27年)

				平成17年	17年					平成22年)年					平成27年	7年		
		総数	光働力	光十	就業者	就業率	3. 金。 4.	総数	光働力	光 电极	就業者	就業率	元 4 4 4	総数	光働力	光十	尤業者	就業率	引 金 乗
	7# 7/9	1 1 1 4 4	XX OF CO.	+ 5	1000	L	I K K	100	XX ON I	+ 5	000	L	₽ K	100	XX 000 000 000 000 000 000 000 000 000	+ 5	100	L	耳 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !
	约	4,177,544	2,480,747	59.4	2,297,154	55.0	183,593	4,111,237	2,455,412	7.60	2,262,722	0.00	192,690	4,065,263	2,3/9,910	58.5	2,254,095	55.4	618,621
_	15~19限20~24職	304,335	48,187	70.4	39,287 186,948	61.4	8,900	257,925	38,622	68.9	32,031 156,664	12.8	6,591	231,488	150.790	67.7	30,813	62.0	3,288
	25~29歳	312,231	264,362	84.7	238,152	76.3	26,210	275,328	236,532	85.9	212,983	77.4	23,549	227,192	196,142	86.3	181,591	79.9	14,551
_	30~34歳	350,898	281,250	80.2	259,350	73.9	21,900	311,025	257,794	82.9	237,346	76.3	20,448	270,745	227,378	84.0	213,821	79.0	13,557
10	35~39歳	308,032	247,392	80.3	230,988	75.0	16,404	348,567	287,452	82.5	267,322	76.7	20,130	306,740	257,811	84.0	244,994	79.9	12,817
# E	40~44歳	290,943	242,497	83.3	229,472	78.9	13,025	304,052	256,590	84.4	239,614	78.8	16,976	342,954	294,163	85.8	280,590	81.8	13,573
三唑	45~49歳	301,370	254,295	84.4	241,716	80.2	12,579	285,456	244,314	85.6	229,478	80.4	14,836	298,139	257,190	86.3	245,279	82.3	11,911
<u> </u>	50~54歳	353,520	286,715	81.1	271,313	76.7	15,402	294,868	246,497	83.6	231,615	78.5	14,882	280,712	237,581	84.6	227,684	81.1	9,897
	55~59歳	395,612	298,370	75.4	280,231	70.8	18,139	345,257	267,107	77.4	248,069	71.9	19,038	289,630	231,475	79.9	221,040	76.3	10,435
	60~64歳	310,303	166,243	53.6	151,868	48.9	14,375	383,248	237,220	61.9	215,251	56.2	21,969	339,396	218,509	64.4	206,550	6.09	11,959
	65~69歳		696'06	33.2	84,844	31.0	6,125	289,827	108,849	37.6	100,608	34.7	8,241	372,003	158,794	42.7	150,985	40.6	7,089
	70~74歳		49,681	19.9	47,633	19.1	2,048	246,076	53,464	21.7	50,334	20.5	3,130	277,714	66,291	23.9	64,097	23.1	2,194
	75歳以上	451,053	36,395	8.1	35,352	7.8	1,043	519,480	43,276	8.3	41,407	8.0	1,869	605,870	49,685	8.2	48,494	8.0	1,191
	総数	1,929,057	1,406,466	72.9	1,289,073	8.99	117,393	1,902,441	1,375,039	72.3	1,248,868	929	126,171	2,029,235	132,674	6.5	1,223,148	60.3	79,526
	15~19歳	140,466	25,328	18.0	20,173	14.4	5,155	126,856	19,794	15.6	16,076	12.7	3,718	128,231	17,729	13.8	15,789	12.3	1,940
	20~24歳	151,362	105,892	70.0	90,178	59.6	15,714	127,317	86,261	67.8	74,625	58.6	11,636	125,322	72,685	58.0	65,663	52.4	7,022
	25~29歳	148,999	140,954	94.6	125,771	84.4	15,183	130,867	123,512	94.4	109,588	83.7	13,924	125,008	100,675	80.5	92,346	73.9	8,329
	30~34歳	168,624	163,407	6.96	150,638	89.3	12,769	149,879	145,480	97.1	133,199	88.9	12,281	146,688	125,037	85.2	116,878	79.7	8,159
	35~39歳	146,082	142,066	97.3	132,510	90.7	9,556	169,243	164,774	97.4	152,606	90.2	12,168	164,811	143,248	86.9	135,420	82.2	7,828
黑	40~44歳	138,000	134,285	97.3	126,540	91.7	7,745	145,293	141,035	97.1	130,716	90.0	10,319	183,083	160,535	87.7	152,319	83.2	8,216
₩ —	45~49歳		140,113	97.0	132,160	91.5	7,953	135,774	131,401	8.96	122,173	90.0	9,228	155,198	136,068	87.7	128,989	83.1	7,079
	50~54歳	170,232	163,281	95.9	152,745	89.7	10,536	141,497	136,012	96.1	125,921	89.0	10,091	143,231	126,056	88.0	119,871	83.7	6,185
	55~59歳	188,951	176,889	93.6	163,652	9.98	13,237	165,986	155,314	93.6	141,318	85.1	13,996	146,876	128,525	87.5	121,565	82.8	096'9
	60~64歳	144,486	103,509	71.6	91,643	63.4	11,866	183,301	145,152	79.2	127,452	69.5	17,700	170,425	128,907	75.6	119,968	70.4	8,939
	65~69歳		57,030	46.4	51,876	42.2	5,154	133,935	67,487	50.4	60,468	45.1	7,019	183,091	94,922	51.8	88,699	48.4	6,223
_	70~74歳		31,171	29.1	29,427	27.5	1,744	108,334	32,749	30.2	30,076	27.8	2,673	129,862	39,402	30.3	37,649	29.0	1,753
Ī	75歳以上	157,408	22,541	14.3	21,760	13.8	781	184,159	26,068	14.2	24,650	13.4	1,418	227,409	28,885	12.7	27,992	12.3	893
	総数	2,248,487	1,074,281	47.8	1,008,081	44.8	66,200	2,208,796	1,080,373	48.9	1,013,854	45.9	66,519	2,333,384	1,077,236	46.2	1,030,947	44.2	46,289
_	15~19歳	135,335	22,859	16.9	19,114	14.1	3,745	123,272	18,828	15.3	15,955	12.9	2,873	123,231	16,372	13.3	15,024	12.2	1,348
	20~24咸	152,973	108,499	70.9	96,770	63.3	11,729	130,608	91,434	70.0	82,039	62.8	9,395	127,063	78,105	61.5	72,494	57.1	5,611
	25~29歳	163,232	123,408	75.6	112,381	8.89	11,027	144,461	113,020	78.2	103,395	71.6	9,625	134,465	95,467	71.0	89,245	66.4	6,222
	30~34號		117,843	64.7	108,712	59.6	9,131	161,146	112,314	69.7	104,147	64.6	8,167	155,718	102,341	65.7	96,943	62.3	5,398
	35~39歳		105,326	65.0	98,478	8.09	6,848	179,324	122,678	68.4	114,716	64.0	7,962	172,601	114,563	66.4	109,574	63.5	4,989
X :	40~44歳	152,943	108,212	70.8	102,932	67.3	5,280	158,759	115,555	72.8	108,898	9.89	6,657	190,248	133,628	70.2	128,271	67.4	5,357
₩	45~49歳		114,182	72.7	109,556	8.69	4,626	149,682	112,913	75.4	107,305	71.7	5,608	166,991	121,122	72.5	116,290	9.69	4,832
	50~54歳	183,288	123,434	67.3	118,568	64.7	4,866	153,371	110,485	72.0	105,694	68.9	4,791	156,089	111,525	71.4	107,813	69.1	3,712
	55~59歳	206,661	121,481	58.8	116,579	56.4	4,902	179,271	111,793	62.4	106,751	59.5	5,042	158,319	102,950	65.0	99,475	62.8	3,475
	60~64歳	165,817	62,734	37.8	60,225	36.3	2,509	199,947	92,068	46.0	87,799	43.9	4,269	184,257	89,602	48.6	86,582	47.0	3,020
	65~69歳		33,939	22.5	32,968	21.8	971	155,892	41,362	26.5	40,140	25.7	1,222	204,703	63,872	31.2	62,286	30.4	1,586
	70~74歳		18,510	13.0	18,206	12.8	304	137,742	20,715	15.0	20,258	14.7	457	159,403	26,889	16.9	26,448	16.6	441
	75歳以上	293,645	13,854	4.7	13,592	4.6	262	335,321	17,208	5.1	16,757	5.0	451	400,296	20,800	5.2	20,502	5.1	298
£	十1 4米%%		3年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1 *															

注)「総数」は、労働力状態不詳を除いた数。 資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料№27 雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移(福岡県・全国 昭和60年~平成30年)

(単位:歳、年)

					福品	引果							全	国			
年》	欠		平均	年齢			平均勤	続年数			平均	年齢			平均勤	続年数	
		女	性	男	性	女	性	男	性	女	性	男	性	女	性	男	性
昭和	60		35.6		39.0		6.9		11.9		35.4		38.6		6.8		11.9
平成	2		36.5		40.0		7.3		12.5		35.7		39.5		7.3		12.5
	12		37.4		40.9		8.8		12.8		37.6		40.8		8.8		13.3
	17		38.7		41.9		7.9		12.4		38.7		41.6		8.7		13.4
	18		38.8		42.2		8.3		13.5		39.1		41.8		8.8		13.5
	19		38.1		41.9		8.0		12.7		39.2		41.9		8.7		13.3
	20		39.1		41.4		7.6		11.7		39.1		41.7		8.6		13.1
	21		38.0		42.1		7.4		12.2		39.4		42.1		8.6		12.8
	22		39.4		42.7		8.0		12.9		39.6		42.1		8.9		13.3
	23		39.6		42.2		8.5		12.6		39.9		42.3		9.0		13.3
	24		39.4		42.8		7.6		12.7		40.0		42.5		8.9		13.2
	25		40.5		43.3		8.6		13.1		40.4		42.8		9.1		13.3
	26		39.9		42.6		8.7		12.3		40.6		42.9		9.3		13.5
	27		40.9		43.5		8.7		12.5		40.7		43.1		9.4		13.5
	28		40.6		43.0		8.5		12.2		40.7		43.0		9.3		13.3
	29		41.0		43.3		8.5		12.4		41.1		43.3		9.4		13.5
	30		41.8		44.2		9.3		12.8		41.4		43.6		9.7		13.7

注) 短時間労働者を含まない。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.28 勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移(全国 昭和60年~平成30年)

(単位:%)

										(単位:%)
				0年	1~2年	3~4年	5~9年	10~14年	15~19年	20年以上
		昭和	60	13.3	23.0	17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
		平成	2	14.0	22.5	14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
			7	10.1	20.7	18.2	22.9	11.6	7.3	9.2
			12	9.9	18.7	14.0	24.7	13.8	7.9	11.0
			17	11.5	19.0	14.4	21.6	13.9	8.7	10.9
			18	12.1	19.6	13.5	21.3	13.0	9.3	11.4
			19	12.5	20.0	13.7	20.9	12.2	9.6	11.0
			20	12.2	21.5	13.9	20.2	11.7	9.3	11.2
	女		21	11.4	21.5	14.9	20.8	11.5	8.9	11.0
	性		22	9.8	20.9	15.3	21.3	11.7	8.8	12.1
			23	9.8	18.5	15.7	22.7	12.4	8.2	12.5
			24	10.4	18.5	15.6	23.2	11.8	7.7	12.7
			25	10.5	17.8	13.7	24.8	12.3	7.9	13.1
			26	10.4	18.0	12.9	24.5	12.9	7.6	13.6
			27	10.5	18.3	12.7	23.5	13.1	8.1	13.8
			28	10.2	19.2	13.3	22.8	13.3	7.8	13.4
構			29	10.3	19.0	13.5	21.5	14.1	8.0	13.6
成			30	8.9	17.0	12.9	20.4	15.2	8.8	16.8
比比		昭和	60	7.7	12.5	10.7	18.1	17.0	13.5	20.5
		平成	2	7.9	13.2	10.0	18.6	12.9	12.8	24.7
			7	6.4	12.4	11.9	19.7	13.2	9.6	26.9
			12	6.2	12.0	10.2	20.6	14.5	10.6	25.9
			17	7.0	12.6	10.1	17.6	14.9	11.7	26.0
			18	7.5	13.0	9.5	17.5	13.9	12.0	26.5
			19	7.9	13.8	10.1	17.1	12.6	12.6	25.9
			20	7.8	14.5	10.4	16.8	12.5	12.7	25.3
	男		21	6.9	15.2	11.5	17.5	12.3	11.9	24.7
	性		22	6.1	13.7	11.8	18.1	12.4	11.7	26.1
			23	6.2	12.4	12.2	19.0	12.6	10.8	26.9
			24	6.6	12.4	11.3	20.3	12.4	9.9	26.9
			25	6.6	12.4	10.1	21.5	12.3	10.0	27.2
			26	6.6	12.2	9.5	21.5	12.3	9.7	28.0
			27	6.7	12.9	9.6	20.8	12.9	9.5	27.6
			28	6.9	13.3	10.2	19.8	13.6	9.5	26.7
			29	6.7	13.0	10.1	18.9	14.6	9.4	27.3
			30	5.6	11.5	9.5	17.7	15.8	10.1	29.8

注) 短時間労働者を含まない。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(単位:円)

平成2年~平成30年) 資料No.29 所定内給与額と男女間格差の推移(福岡県・全国

		平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
	女 きまって支給する給与額	180,200	210,900	230,700	222,700	232,700	226,500	233,800	235,600	239,100	238,000	242,000	246,400	252,300
	所定内給与額	170,500	200,200	217,900	209,900	218,800	215,100	220,900	222,400	224,300	224,400	227,400	230,700	237,800
4 111	生 年間賞与他特別給与額	532,000	631,800	670,000	497,900	517,800	476,000	454,800	505,000	524,500	516,900	518,800	525,100	565,900
	男 きまって支給する給与額	307,000	343,100	351,300	342,900	337,600	336,600	335,300	343,200	341,800	339,100	344,400	351,400	352,900
	所定内給与額	275,200	313,300	321,100	312,400	310,300	307,300	303,200	311,700	308,600	306,700	308,700	316,200	317,300
	性 年間賞与他特別給与額	1,057,500	1,140,700	1,068,800	938,100	849,600	832,700	856,300	892,700	859,200	877,200	829,600	940,800	984,200
	男 きまって支給する給与額	28.7	61.5	2'99	64.9	6.89	6.79	69.7	9.89	70.0	70.2	70.3	70.1	71.5
出出	女 所定内給与額	62.0	63.9	6.7.9	67.2	70.5	70.0	72.9	71.4	72.7	73.2	73.7	73.0	74.9
	間 年間賞与他特別給与額	50.3	55.4	62.7	53.1	6.09	57.2	53.1	56.6	61.0	58.9	62.5	55.8	57.5
女	こ きまって支給する給与額	186,100	217,500	235,100	239,000	243,600	248,800	249,700	249,400	255,600	259,600	262,700	263,600	265,600
	所定内給与額	175,000	206,200	220,600	222,500	227,600	231,900	233,100	232,600	238,000	242,000	244,600	246,100	247,500
甡	: 年間賞与他特別給与額	567,100	684,200	677,000	566,400	536,200	573,400	550,800	546,500	574,000	611,900	609,900	615,000	639,100
禹	きまって支給する給与額	326,200	361,300	370,300	372,100	360,000	360,200	362,300	359,800	365,700	370,300	370,900	371,300	374,700
	所定内給与額	290,500	330,000	336,800	337,800	328,300	328,300	329,000	326,000	329,600	335,100	335,200	332,500	337,600
靯	: 年間賞与他特別給与額	1,154,200	1,264,200	1,162,400	1,057,800	910,200	945,200	949,200	923,400	972,000	1,033,400	1,043,500	1,061,800	1,088,100
,	男 きまって支給する給与額	57.1	60.2	63.5	64.2	67.7	1.69	6.89	69.3	6.69	70.1	70.8	71.0	70.9
. 171	恰女 所定内給与額	60.2	62.5	62.5	629	69.3	9.07	70.9	71.3	72.2	72.2	73.0	73.4	73.3
	即 年間賞与他特別給与額	49.1	54.1	58.2	53.5	58.9	2.09	58.0	59.2	59.1	59.2	58.4	57.9	58.7

※男女間格差:男性給与額を100とした場合の女性の給与額注)短時間労働者を含まない。 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料№30 管理職に占める女性の割合(全国 平成2年~平成30年)

年度		部長			課長			係長	
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
平成 2	35,649	409	1.1	82,281	1,658	2.0	80,964	4,017	5.0
7	39,926	537	1.3	88,916	2,448	2.8	78,510	5,711	7.3
12	37,725	838	2.2	88,087	3,514	4.0	80,390	6,537	8.1
17	41,445	1,166	2.8	95,641	4,833	5.1	85,074	8,816	10.4
18	41,207	1,517	3.7	92,381	5,323	5.8	83,503	9,053	10.8
19	37,737	1,531	4.1	88,593	5,756	6.5	74,624	9,263	12.4
20	38,072	1,579	4.1	90,782	5,993	6.6	78,936	9,989	12.7
21	37,018	1,814	4.9	82,046	5,930	7.2	70,705	9,736	13.8
22	36,665	1,543	4.2	87,232	6,087	7.0	75,100	10,309	13.7
23	35,425	1,805	5.1	79,458	6,458	8.1	68,972	10,576	15.3
24	48,631	2,362	4.9	97,128	7,650	7.9	81,710	11,788	14.4
25	39,503	2,022	5.1	91,078	7,744	8.5	80,818	12,432	15.4
26	38,851	2,341	6.0	96,151	8,886	9.2	83,409	13,546	16.2
27	41,753	2,574	6.2	99,110	9,719	9.8	89,169	15,186	17.0
28	41,494	2,719	6.6	104,764	10,824	10.3	93,378	17,376	18.6
29	38,735	2,423	6.3	98,988	10,816	10.9	88,373	16,304	18.4
30	37,568	2,470	6.6	93,267	10,490	11.2	79,488	14,527	18.3

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.31 管理的職業に従事する女性の数と割合(福岡県・全国 昭和54年~平成29年)

(単位:千人、%)

				実	数			<u> </u>
						性	女性(の割合
	年次等		全	体	女			66 TO 11 THE 19
			有業者	管理的職業	有業者	管理的職業	有業者	管理的職業
			7 7 7	従事者	7 %	従事者	17.	従事者
	昭和	54	1,976	85	755	4	38.2	4.7
		57	2,054	88	817	6	39.8	6.8
		62	2,093	75	850	7	40.6	9.3
福	平成	4	2,342	79	991	8	42.3	10.1
畄		9	2,460	79	1,043	7	42.4	8.9
県		14	2,462	75	1,073	9	43.6	12.0
		19	2,499	61	1,104	9	44.2	14.8
		24	2,444	54	1,103	8	45.1	14.1
		29	2,558	54	1,160	9	45.3	17.3
	昭和	54	54,737	2,401	20,720	125	37.9	5.2
		57	57,888	2,489	22,805	177	39.4	7.1
		62	60,502	2,247	24,130	196	39.9	8.7
全	平成	4	65,756	2,376	26,980	237	41.0	10.0
国		9	67,003	2,311	27,495	236	41.0	10.2
		14	65,009	2,047	26,975	226	41.5	11.0
		19	65,978	1,797	27,803	201	42.1	11.2
		24	64,421	1,427	27,676	192	43.0	13.4
		29	66,213	1,528	29,139	227	44.0	14.8

資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

資料No.32 雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移 (福岡県・全国 平成9年~平成29年)

(単位:千人、%)

			平成	9年	平成	14年	平成	19年	平成:	24年	平成2	29年
			実数	割合								
	女性	住雇用者	850	100.0	908	100.0	961	100.0	1,007	100.0	1,067	100.0
<u>+=</u>		パート・アルバイト	327	38.5	376	41.4	389	40.5	432	42.9	455	42.6
福岡		正規の職員・従業員	460	54.1	427	47.0	419	43.6	420	41.7	439	41.1
県	男性	挂雇用者	1,179	100.0	1,156	100.0	1,180	100.0	1,151	100.0	1,219	100.0
"		パート・アルバイト	80	6.8	105	9.1	109	9.2	127	11.0	133	10.9
		正規の職員・従業員	963	81.7	891	77.1	859	72.8	806	70.1	864	70.9
	女性	挂雇用者	21,867	100.0	22,531	100.0	24,460	100.0	25,049	100.0	26,672	100.0
		パート・アルバイト	8,254	37.7	9,337	41.4	9,961	40.7	10,745	42.9	11,371	42.6
全		正規の職員・従業員	11,755	53.8	10,145	45.0	10,525	43.0	10,301	41.1	11,211	42.0
玉	男性	挂雇用者	33,130	100.0	32,201	100.0	32,814	100.0	31,959	100.0	32,536	100.0
		パート・アルバイト	2,088	6.3	2,724	8.5	2,974	9.1	3,208	10.0	3,346	10.3
		正規の職員・従業員	26,787	80.9	24,412	75.8	23,799	72.5	22,809	71.4	23,302	71.6

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

資料No.33 産業別女性就業数と女性の比率の推移(福岡県 昭和60年~平成27年)

		品	昭和60年			平成2年			平成7年	μĻ		平成12年	年		平成17年			平成22年			平成27年	
		総数	うち女性	女式科科	総数	うち女性	女式和學	総数	うち女性	4 女 3 類 翰	왍	数うち女性	文性 比格	総数	うち女性	女式和學	総数	うち女性	女式和學	総数	うち女性	女式和學
		2,071,541	822,970	39.7	2,181,788	895,144	41.0	2,326,268	8 967,649		41.6 2,323,182	182 995,333	333 42.8	2,297,154	1,008,081	1 43.9	2,262,722	1,013,854	4 44.8	2,254,095	1,030,947	45.7
影響	比率	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	 	100.0	10	100.0	100.0	100.0	100.0	0	100.0		0	100.0	100.0	
		124,859	60,143	48.2	103,335	48,808	47.2	91,592	41,774		45.6 78,9	78,910 36,2	36,218 45.9	74,824	33,139	9 44.3	60,199	25,635	5 42.6	57,741	24,311	42.1
展	比極	0.9	7.3		4.7	5.5				4.3		3.4	3.6	3.3	3.3		2.7	2.5		2.6	2.4	
# #		1,392	308	22.1	1,057	244	23.1	991		221 22	22.3	842	182 21.6	268	81	1 14.3	1,000	151	1 15.1	096	141	14.7
	比率	0.1	0.0		0.0			0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0:0	0	0.0	0.0		0.0	0.0	
		12,579	3,071	24.4	9,987	2,551	25.5	8,322		2,289 27	27.5 6,8	6,839	1,886 27.6	5,827	1,591	1 27.3	4,607	1,301	1 28.2	3,941	1,107	28.1
*	比率	9.0	0.4		0.5	0.3		0	0.4	0.2		0.3	0.2	0.3	0.2	2	0.2	0.1	1	0.2	0.1	
#		5,695	499	8.8	2,902	262	9.0	2,465		218 8	8.8	1,566 2	266 17.0	684	96	6 14.0	099	101	1 15.3	099	96	14.5
	比率	0.3	0.1		0.1	0.0		0.1		0.0		0.1	0.0	0.0		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
2年50 米		215,887	32,937	15.3	231,801	39,333	17.0	259,342	12 44,959		17.3 247,156		40,380 16.3	217,328	34,282	2 15.8	183,705	29,984	4 16.3	177,709	30,216	17.0
無以	比率	10.4	4.0		10.6	4.4		11	-	4.6	-	10.6	4.1	9.5	3.4	4	8.1	3.0	0	7.9	2.9	
北		341,817	117,147	34.3	371,674	135,362	36.4	348,179	9 124,514		35.8 317,932	332 111,665	365 35.1	278,930	92,623	3 33.2	263,231	82,154	4 31.2	276,116	85,163	30.8
米四米	比	16.5	14.2		17.0	12.1		15.0		12.9	-	13.7	11.2	12.1	9.2	2	11.6	8.1	_	12.2	8.3	
電気・ガス・熱供給・		12,568	2,077	16.5	12,527	1,916	15.3	13,721		2,188 15	15.9 13,267		1,965 14.8	11,122	1,420	0 12.8	11,370	1,578	8 13.9	11,708	1,687	14.4
水道業	比率	9.0	6.0		9.0	0.7		0	9.0	0.2		9.0	0.2	0.5	0.1	1	0.5	0.2	2	0.5	0.2	
温龄 "备信举		147,613	17,848	12.1	151,947	21,581	14.2	161,477	7 26,339		16.3 163,528	528 30,434	18.6	185,797	37,218	8 20.0	190,177	40,098	8 21.1	186,674	40,106	21.5
计	比率	7.1	2.2		7.0	2.4		9	6.9	2.7		7.0	3.1	8.1	3.7	7	8.4	4.0	0	8.3	3.9	
知志.小志. 邻合店		563,200	270,987	48.1	569,193	282,629	49.7	616,568	307,109		49.8 599,950	950 309,278	278 51.6	590,951	310,074	4 52.5	553,104	294,308	8 53.2	502,664	275,470	54.8
ויאיש זכיי זכ	比	27.2	32.9					26.5													26.7	
全脚, 保险業		65,960	35,662	54.1	73,065	42,467	58.1	73,677	7 41,768		56.7 67,9	67,952 37,328	328 54.9	60,145	32,649	9 54.3	56,706	32,460	0 57.2	53,766	30,951	57.6
	比率	3.2	4.3										3.8	2.6		2	2.5				3.0	
大 事 辞 業		18,248	6,595	36.1	26,074	9,895	37.9	26,125	5 10,368		39.7 28,0	28,066 11,508	508 41.0	32,834	13,328	8 40.6	44,686	17,775	5 39.8	48,999	20,111	41.0
* H K	比極	6.0	0.8		1.2	1.1		-	1.1	1.1		1.2	1.2	1.4							2.0	
军 晦. 垣 沙		_	_	-	-	_	-		_	_	-	-	-	- 249,324	193,256	6 77.5	281,209	216,039	9 76.8	321,378	244,134	76.0
石河·油瓜	比率	I	_		-	1	'		I	I	I	T	-	- 10.9		2	12.4	21.3	3	14.3	23.7	
粉杏 学驱古দ举		1	-	-	-	1	'		ı	ı	ı	1	' 	- 105,808	58,881	1 55.6	103,679	58,541	1 56.5	105,380	60,951	57.8
**************************************	比率	1	_	1	-	ı	'		ı	ı	ı	1	· 	- 4.6	5.8	8	4.6	5.8	8	4.7	5.9	
护 術研究、		1	_	1	-	I	'		ı	ı	1	1	1				65,425	21,914	4 33.5	69,143	23,933	34.6
専門・技術サービス業	比率	I	_	-	-	_	-		_	_	ı	_	-	-		_	2.9	2.2	2	3.1	2.3	
生活関連サービス業、		I		_	-	1	'		1	ı	1	1	1	-		_	85,780	52,341	1 61.0	80,793	49,561	61.3
娯楽業	比率	I		1	-	-	'		1	ı	1	1	1			1	3.8	5.2	2	3.6	4.8	
海 ヘキーズ・ 乗		I		_	-	1	'		1	ı	1	1	1	- 21,379	7,514	4 35.1	12,397	5,334	4 43.0	16,332	6,344	38.8
ダロン・「人米	比率	I	-			ı	'		I	I	I	ı	1	- 0.9	0.7	7	0.5	9.0	2	0.7	9'0	
サービス業		466,159	248,187	53.2	534,297	285,364	53.4	622	337		54.2 685,604	380,200	200 55.5	336,996	153,245	5 45.5	140,103	56,250	0 40.1	149,050	63,117	42.3
(他に分類されないもの))比率	22.5	30.2					26.8		34.8	2		38.2	14.7	15.2	2	6.2	5.5			6.1	
公務		89,515	24,442	27.3	83,301	19,988	24.0	82,989	39 21,666		25.2 82,2	82,223 20,490	490 24.9	82,090	20,595	5 25.1	79,546	20,954	4 26.3	79,022	22,227	28.1
(他に分類されないもの))比率	4.3	3.0																		2.2	
分類不能の産業		6,049	3,067	50.7	10,628	4	44.6	15,519		7,215 46	46.5 29,347	347 13,533	533 46.1	42,547	18,089	9 42.5	125,138	56,936	6 45.5	112,059	51,321	45.8
と対し記さげる	计台	ć																		_		

注)昭和55年に関しては、「林業」は「林業・狩猟業」、「漁業」は「漁業・水産養殖業」とされている。 資料出所:総務省統計局「国勢調査」

-92-

資料No.34 女性自営業主数の推移(福岡県・全国 平成7年~平成27年)

				平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年	
			雇人有	雇人無	計												
	総	数	91.3	184.6	275.9	87.1	172.5	259.6	75.6	172.1	247.7	59.6	153.1	212.8	50.4	148.9	199.4
福		男性	73.5	139.9	213.4	69.9	129.1	199.0	61.6	130.2	191.8	48.7	115.7	164.4	41.4	111.0	152.5
岡		女性	17.8	44.7	62.5	17.2	43.4	60.6	14.0	41.9	55.9	11.0	37.4	48.4	9.0	37.8	46.9
県	全体に占 女性の害		19.5	24.2	22.7	19.7	25.2	23.3	18.5	24.3	22.6	18.5	24.4	22.7	17.9	25.4	23.5
	総	数	2,154.9	5,660.3	7,815.2	2,047.4	5,138.4	7,185.9	1,755.8	4,989.1	6,744.9	1,337.0	4,241.2	5,578.2	1,154.7	4,041.8	5,196.5
全		男性	1,768.8	4,243.5	6,012.3	1,674.0	3,809.5	5,483.5	1,449.7	3,764.0	5,213.7	1,097.3	3,193.9	4,291.2	952.3	2,994.4	3,946.6
国		女性	386.1	1,416.8	1,802.9	373.4	1,328.9	1,702.3	306.1	1,225.1	1,531.2	239.7	1,047.3	1,287.0	202.4	1,047.5	1,249.8
	全体に占 女性の害		17.9	25.0	23.1	18.2	25.9	23.7	17.4	24.6	22.7	17.9	24.7	23.1	17.5	25.9	24.1

注) 「雇人無」には家庭内職者を含む。 資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料№35 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移(福岡県 平成19年~平成30年)

(単位:人、%)

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
農業委員数	1,345	1,263	1,297	1,249	1,233	1,234	1,228	1,234	1,228	1,090	868	819
うち女性	44	46	55	52	65	68	74	92	88	92	106	98
女性の割合	3.3	3.6	4.2	4.2	5.3	5.5	6.0	7.5	7.2	8.4	12.2	12.0
農協個人正組合員数	128,874	127,921	126,643	125,345	125,450	124,187	122,965	121,490	119,756	118,235	116,418	114,605
うち女性	26,118	26,800	27,206	27,557	29,129	29,557	29,884	30,324	30,354	30,497	30,370	30,350
女性の割合	20.3	21.0	21.5	22.0	23.2	23.8	24.3	25.0	25.3	25.8	26.1	26.5
農協役員数	661	632	637	619	615	606	595	577	570	573	572	574
うち女性	51	50	50	45	45	44	45	43	44	46	47	49
女性の割合	7.7	7.9	7.8	7.3	7.3	7.3	7.6	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5
漁協個人正組合員数	5,285	4,945	4,811	4,609	4,449	4,279	4,159	4,055	3,981	3,903	3,768	3,657
うち女性	712	677	661	651	637	610	617	613	619	608	574	546
女性の割合	13.5	13.7	13.7	14.1	14.3	14.3	14.8	15.1	15.5	15.6	15.2	14.9
漁協役員数	396	378	371	358	349	345	341	334	332	329	329	325
うち女性	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0
女性の割合	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 農業委員: 平成19年から平成20年は9月1日現在、平成21年から平成25年は10月1日現在(福岡県農業会議調べ)

平成26年以降は事業年度末(3月末現在)(福岡県農林水産部水田農業振興課調べ)

農 協:各事業年度末(3月末現在)(県農林水産部団体指導課調べ) 漁 協:各事業年度末(3月末現在)(県農林水産部漁業管理課調べ)

資料№36 高齢者の就業率(福岡県・全国 平成27年)

(単位:人、%)

			女 性			男 性	
		総 数	就 業 者 数	割合	総数	就 業 者 数	割合
	65 歳 以 上	764,402	109,236	14.3	540,362	154,340	28.6
福	65~69歳	204,703	62,286	30.4	183,091	88,699	48.4
岡	70~74歳	159,403	26,448	16.6	129,862	37,649	29.0
県	75~79歳	138,918	12,518	9.0	100,214	17,315	17.3
木	80~84歳	120,202	5,515	4.6	72,511	7,705	10.6
	85歳以上	141,176	2,469	1.7	54,684	2,972	5.4
	65 歳 以 上	18,979,972	3,015,926	15.9	14,485,469	4,509,653	31.1
	65~69歳	4,984,205	1,600,349	32.1	4,659,662	2,395,729	51.4
全	70~74歳	4,113,371	777,900	18.9	3,582,440	1,165,643	32.5
国	75~79歳	3,489,439	381,890	10.9	2,787,417	577,225	20.7
	80~84歳	2,967,094	174,685	5.9	1,994,326	263,602	13.2
	85歳以上	3,425,863	81,102	2.4	1,461,624	107,454	7.4

資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成27年)

平成27年) 資料№37 65歳以上就業者の従業上の地位(福岡県・全国

	4		0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	0.4	9.0	0.7	1.0	0.7	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.7	1.0	1.2	1.0	8.0
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		33	30	30	13	3	247	155	06	53	18	1,852	2,290	1,895	780	203	11,353	7,763	4,461	1,832	699
	4		1.0	2.0	4.4	7.5	9.2	13.9	22.5	29.2	30.4	25.9	1.1	2.0	4.2	7.3	10.0	17.0	24.8	33.1	36.0	32.3
	% 茶 粉 粉	Ή Ή	892	748	763	275	282	9,215	5,940	3,655	1,676	640	26,367	23,312	24,035	19,238	10,789	271,440	193,086	126,512	62,854	26,171
	業上	圖	75.6	78.2	80.4	82.8	79.7	77.5	79.3	81.4	83.0	85.0	78.0	80.0	82.7	84.2	83.2	80.3	82.6	84.6	85.0	84.5
	雇い人のない業		19,117	11,341	6,913	3,389	1,191	5,168	3,546	2,438	1,353	682	530,464	355,970	237,931	124,696	49,288	135,169	102,833	69,516	39,816	21,110
	_	雪小	24.4	21.8	19.6	17.2	20.3	22.5	20.7	18.6	17.0	15.0	22.0	20.0	17.3	15.8	16.8	19.7	17.4	15.4	15.0	15.5
	雇い人のある業主		6,158	3,156	1,688	902	304	1,501	925	222	772	120	149,354	88,929	49,913	23,370	9,978	33,129	21,620	12,634	7,015	3,870
	4		28.5	38.5	49.7	53.1	50.3	10.1	16.9	23.9	29.6	32.5	28.4	38.2	49.9	56.2	55.2	10.5	16.0	21.5	26.8	30.8
	業		25,275	14,497	8,601	4,095	1,495	699'9	4,471	2,995	1,630	802	679,818	444,899	287,844	148,066	59,266	168,298	124,453	82,150	46,831	24,980
	4		12.1	14.7	15.6	17.5	20.2	0.9	7.5	8.8	10.7	13.0	13.4	16.0	16.7	17.0	17.8	7.0	8.4	9.4	10.7	12.1
'	役員		10,746	5,552	2,698	1,351	009	3,969	1,989	1,101	588	320	321,035	185,977	96,602	44,871	19,120	111,412	65,642	35,860	18,622	9,816
	4		55.0	40.8	23.8	13.0	11.0	60.3	46.9	28.7	16.9	13.6	53.8	39.8	23.0	11.8	9.0	61.6	44.7	27.1	16.0	13.0
	雇用者		48,765	15,378	4,128	1,002	328	39,965	12,403	3,594	932	337	1,288,562	464,449	132,782	31,073	9,620	985,297	347,582	103,331	27,933	10,513
1	就業者	大変 の制	88,699	37,649	17,315	7,705	2,972	987'99	26,448	12,518	5,515	2,469	2,395,729	1,165,643	577,225	263,602	107,454	1,600,349	777,900	381,890	174,685	81,102
			65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
	男性 女性			<u> </u>			H	円性	1			1	文件	<u> </u>								
		福国県							∜ H ⊞													

注)従業上の地位「不詳」を含む。 資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成27年)

資料No.38 福岡県内における保育所待機児童数の推移(福岡県 平成22年~平成31年)

	年次等	保育所数 (か所数)	定員(人)	利用児童数	一 待機児童数 (人)
	県総合計	879	93,995	94,346	852
	<u>県所管</u> 政令市計	482 331	46,552 40,103	45,902 41,358	345 505
平成22	福岡市	174	24,349	25,913	489
1 /2	北九州市	157	15.754	15,445	16
	中核市計	66	7,340	7,086	2
	久留米市 県総合計	66 892	7,340 95,479	7,086 96,844	1,063
	県所管	484	46,961	47,016	322
	政令市計	335	40,918	42,346	727
平成23	福岡市北九州市	177 158	25,089 15,829	26,717 15,629	727 0
	中核市計	73	7,600	7,482	14
	久留米市	73	7,600	7,482	14
	県総合計	905	97,618	99,413	1,174
	県所管 政令市計	488 343	47,766 42.007	48,227 43,373	268 893
平成24	福岡市	185	26,169	27,793	893
	北九州市	158	15,838	15,580	0
	中核市計	74 74	7,845 7,845	7,813 7,813	13 13
	具総合計	918	100,320	101,630	1,055
	県所管	492	48,566	49,006	345
TV Ethor	政令市計	351 191	43,562	44,556	695
平成25	福岡市 北九州市	191	27,529 16,033	28,859 15,697	695 0
	中核市計	75. 75.	8,192	8,068	15
	久留米市		8,192	8,068	15
	<u>県総合計</u> 県所管	935 495	103,323 49.521	105,076 49,872	315 306
	政令市計	365	45,524	46,799	0
平成26	福岡市	203	29,349	30,858	0
	北九州市	162	16,175	15,941	0
	中核市計 久留米市	75 75	8,278 8,278	8,405 8,405	9
	県総合計	948	106,745	106,620	759
	県所管	501	51,136	50,425	665
平成27	政令市計	372 209	47,169 30,719	47,662 31,750	61 61
1 /2027	福岡市 北九州市	163	16,450	15,912	0
	中核市計	75	8,440	8,533	33
	久留米市 県総合計	75 i 1.158 i	8,440 113.817	8,533 111.332	33 948
	県所管	554	54.137	52,084	797
	政令市計	521	50,758	50,403	73
平成28	福岡市	316	33,485	33,908	73
	<u>北九州市</u> 中核市計	205 83	17,273 8,922	16,495 8,845	<u>0</u> 78
	久留米市	83	8,922	8,845	78
	県総合計	1,229	117,561	115,300	1,297
	<u>県所管</u> 政令市計	575 570	55,465 53,132	54,302 52,136	1,149 89
平成29	福岡市	347	35,379	35,400	89
	北九州市	223	17,753	16,736	0
	中核市計 久留米市	84 84	8,964 8,964	8,862 8,862	59 59
	県総合計	1,311	121,735	117,759	995
	県所管	596	56,222	54,974	911
-t	政令市計	629	56,533	53,943	40
平成30	福岡市 北九州市	386 243	37,861 18,672	36,785 17,158	40 0
	中核市計	86	8.980	8,842	44
	久留米市	86	8,980	8,842	44
	県総合計	1,363	125,289	120,382	1,232
	県所管	603	57,533	55,907 55,652	1,158
平成31	政令市計 福岡市	674 423	58,786 39,658	55,653 38,179	20 20
, ,,,,,,,,,	北九州市	251	19,128	17,474	0
	中核市計	86	8,970	8,822	54
	人留米市 日1日現在の数値	86	8,970	8,822	54

注) 各年4月1日現在の数値

資料出所:厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

注) 平成27年は、保育所数に幼保連携型認定こども園を含む

注)平成28年以降は、保育所数に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、 家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を含む

平成18年,平成23年,平成28年) (福岡県・全国 資料No.39 15歳以上の1日の生活時間(週全体平均)

			_ 2/	1次活動				2次活動				3久活動				
# 1					睡眠	単の回り の用事	領		通勤· 等更	仕事	家事関連時間		休養等 自由時間 活動	積極的 自由時間 活動		その街
## 1 1028				10:31	7:38	1:16	1:37	7:04	0:29	4:24	2:11	6:26	3:57	1:11	0:23	0:54
		X		10:35	7:29	1:25	1:40	7:00	0:21	3:09	3:30		3:59	1:04	0:24	0:59
(nk	男	:	10:26	7:48	1:05	1:33	7:07	0:38	5:49			3:55	1:21	0:22	0:50
大学 大学				10:35	7:39	1:16	1:40	7:04	0.02152778	4:19	2:14		3:51	1:12	0:22	0:56
(本施) (本施) (本	_	¥	₩	10:40	7:32	1:25	1:43	7:06	0:21	3:00			3:49	1:02	0:24	1:00
大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	•	民	₩	10:29	7:47	1:06	1:37	7:02	0:41	5:42			3:54	1:23	0:20	0:53
(兵権(((((((((((((((((((((((((((((((((((#	节土 有 樂		10:01	7:04	1:20	1:37	9:12	0:27	4:30			2:57	0:41	0:17	0:20
1		き)の甘帯	1 #	10:10	7:30		1:36	8:37	0.47	7:21			3:16	0:57	0:16	0:44
## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			\ 	0 0	1		7	0 0	000		0) (d	0 0	0	;
1		業で兼が	₩₩	10:20	7:17	1.04		6:57		0:05			3:13	60:1	0:26	0.49
(本)	村田	;3年)	ζ	5			2						j j	3	(単位	(2.1)
株型			<u></u>	2活動				2次活動				3次活動				
10.00 7.44 10.20 10.30 7.34 11.20 11.30 6.46 0.20 2.05 2.15 6.30 4.00					睡眠	身の回りの用事	倒串		通 動 手	仕事	家事関連 時間		休養等 自由時間 活動	積極的 自由時間 活動	攻緊・ 付き合い	4の街
1				10:39	7:43	1:20	1:36	6:46	0:28	4:05	2:13	98:36	4:09	1:09	0:21	0:55
大大変を有象 10.03 7.54 10.09 1.39 6.55 0.31 4.09 6.40 6.44 4.15 4		¥		10:40	7:34		1:38	6:55		2:59	3:35		4:08	0:55	0:22	1:00
終数 大台灣 120 130 656 031 400 2:10 400 2:10 400 2:10 400 2:10 400 2:10 400 2:10 400 4	-V	男	:	10:37	7:54		1:33	6:36		5:20	0:40		4:12	1:24	0:20	0:52
本人主要主角響 本人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工				10:38	7:39	1:20	1:39	6:55	0:31	4:09	2:16		4:00	1:11	0:19	0:56
中央 (共働等)の世帯 (共同年) (共同等)の世帯 (共和等)の世帯 (共和等)の田(共和		女		10:45	7:33	1:30	1:42	69:9	0:22	2:53	3:45		3:57	69:0	0:21	0:59
大も変も有業 (兵働き)の世帯 (東側き)の世帯 (東地)の世帯 (東地)の世帯 (東地)の世帯 (東東の世帯 (東地)の世帯 (東東の世帯 (東地)の世帯 (東東の世帯 (東東の世帯 (東地)の世帯 (東地)の世帯 (東東の世帯 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東地)の世 (東山)の日 (東山)の田 (東山		男		10:31	7:46		1:36	6:51	0:40	5:28			4:04	1:24	0:18	0:52
大大有業で業が 無機の世帯 (東京 2 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	未も	まも有業	₩	10:04	7:04	1:24	1:36	9:08	0:28	4:23			3:04	66:0	0:15	0:51
大が有業で養か 様素の世帯 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の世帯 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一 大変の一		き)の世帯	Ж	10:09	7:28	1:07	1:34	8:43	0:49	7:20			3:17	0:54	0:15	0:42
平成28 (共和) (本)		業で妻が	兼	10:26	7:18			65:9	10:0	0:04			3:56	1 :07	0:21	1:12
平成28年) 2次活動 2次活動 4年 10.24 7.36 1.20 1.32 7.36 0.33 4.19 2.17 6.21 4.02 1.38 7.04 0.34 3.04 3.04 3.04 3.04 3.04 3.04 3	兼	の世帯	Ж	10:12	7:28			8:31	0:55	6:55			3:18	0:56	0:15	0:47
1次活動 1次活動 1次活動 120 120 138 130	(平成2	28年)													(単位	:時間:分)
株型 大大 上で 上で 上で 上で 上で 上で 上で			<u>-</u>	7活動				2次活動				3次活動				
() () () () () () () () () (睡眠	身の回り 手用の	領申		通勤• 通学	仕事	家事関連 時間		休養等 自由時間 活動	積極的 自由時間 活動	交際・ 付き合い	その他
本 性	loi			10:33	7:36	1:20	1:38	7:06	0:31	4:19	2:17		4:02	1:07	0:17	0:55
(大き) (大				10:42	7:28	1:32		7:10	0:24	3:04	3:43		3:57	0:53	0:20	0:59
総数 (1040) 7:32 1:22 1:41 6:58 0:34 4:11 2:13 6:22 3:50 <t< td=""><td>-</td><td></td><td>: 1</td><td>10:24</td><td>7:44</td><td>1:06</td><td></td><td>7:01</td><td>0:40</td><td>5:42</td><td>0:39</td><td></td><td>4:08</td><td>1:23</td><td>0:13</td><td>0:53</td></t<>	-		: 1	10:24	7:44	1:06		7:01	0:40	5:42	0:39		4:08	1:23	0:13	0:53
大毛菱毛有業 表 10.04 7.32 1:32 1:32 1:43 7:04 0.25 3:02 3:30 6:09 3:50 大毛菱毛有業 素 10.03 7:42 1:12 1:38 6:52 0.43 5:24 0.45 6:36 4:00 大毛菱毛有業 素 10:09 7:24 1:36 1:35 8:49 0.53 7:17 0.39 5:04 3:12 大が有業で表が 無業の世帯 素 10:29 7:20 1:23 1:46 6:59 0.05 0.04 6:53 6:32 3:13 大が着業の世帯 土地田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	4.			10:40	7:37	1:22	1:41	6:58	0:34	4:11	2:13		3:54	1:13	0:17	0:56
共主要も有業 素 10.03 7:42 1:12 1:38 6:52 0.43 5:24 0.45 6:36 4:00 大主要も有業 素 10:09 7:06 1:26 1:36 9:15 0:31 4:25 4:18 4:25 4:18 4:25 4:37 2:50 大が有業で表が 無業の世帯 素 10:29 7:20 1:23 1:46 6:59 0:02 0:04 6:53 6:32 3:53 大流動:「仕事」は「仕事」と「学業」の合計時間、「家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「育児・加」の合計時間。「本事関連時間」は「本事」、「一本事」、「本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」、「一本事」」、「一本事」、「一本事」」 1:12 1:12 1:12 1:42 1:42 0:05 0:04 6:59 3:18		¥	缸	10:47	7:32	1:32	1:43	7:04	0:25	3:02	3:38		3:50	1:00	0:19	0:59
夫も妻も有業 妻 10.00 7:06 1:26 1:36 9:15 0:31 4:25 4:18 4:37 2:50 (共働き)の世帯 素 10:08 7:24 1:09 1:35 8:49 0:53 7:17 0:39 5:04 3:12 未が有業で妻が 無業の世帯 妻 10:21 7:20 1:23 1:46 6:59 0:02 0:04 6:53 6:32 3:53 2次活動: [仕事] は [仕事] と [学業] の合計時間、[家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「介護・看護」、「育児・物」の合計時間。 3:18 3:18 3:18		男	₩	10:32	7:42	1:12	1:38	6:52	0:43	5:24			4:00	1:28	0:15	0:53
(共働き)の世帯 大が有業で妻が 妻 1:008 7:24 1:09 1:35 8:49 0:53 7:17 0:39 5:04 3:12 未業の世帯 大大大大大型 1:021 7:30 1:13 1:46 6:59 0:02 0:04 6:53 6:32 3:53 2次活動: [仕事] は [仕事] と [学業] の合計時間、「家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「介護・看護」、「育児」、「買児」、「四児」、「四児」、「四児」、「四児」、「四児」、「四児」、「四児」、「四	未も	妻も有業	揪	10:09	7:06		1:36	9:15	0:31	4:25			2:50	68:0	0:14	0:54
大が有業で表が 数 10.29 7:20 1:23 1:46 6:59 0:02 0:04 6:53 6:32 3:53 無業の世帯 工業 1:10 1:30 1:11 1:46 6:59 0:05 6:39 6:32 3:18 2次活動: [仕事] は [仕事] と [学業] の合計時間、「家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「介護・看護」、「有児」、「買い物」の合計時間。		き)の世帯	Ж	10:08	7:24		1:35	8:49	0:53	7:17	0:39		3:12	0:54	0:14	0:43
#業の世帯 夫 10.21 7:30 1:11 1:40 8:20 0:56 6:39 0:45 5:19 3:18 2) 2) 2) 2) 2) 2) 3.18 1		業で妻が	_		7:20			6:59		0:04			3:53	1:09	0:20	1:11
2次活動:「仕事」は「仕事」と「学業」の合計時間、「家事関連時間」は「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。 のよっましては老体の上は明で至した「コープ・ニッチ・が問うなましていき。 ノライン (あんき) は間ではなんとしてはいかまりに「必要して加入が要ね	兼	の中帯			7:30	1:11	: 1	8:20		6:39			3:18	0:58	0:14	0:49
3次活動:「休養等目田時間活動」は「テレビ・ランオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろき」の合計時間、「積極的目田時間活動」は「宇習・研究(宇習・	1) 2次活 2) 3次活		は「仕 等自由時	事」と「導 間活動」は	² 業」の合計 t 「テレビ・	時間、「家事」 ラジオ・新聞	関連時間」は ・雑誌」、「1	严 粮	「介護・看記 ぎ」の合計	_ ,	「買い物」 由時間活	合計時間。 は「学習	研究(学習・	・自己啓発・訓練)	ŕ	「趣味・娯楽」

-96-

資料No.40 65歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況(福岡県・全国 平成27年)

			福	司 県			全	国	
		65歳以上の 親族のいる 一般世帯	ひとり暮らし 女 性	ひとり暮らし 男 性	全体	65歳以上の 親族のいる 一般世帯	ひとり暮らし 女 性	ひとり暮らし 男 性	全 体
住宅に住むー	般世帯	21,627,580	183,722	74,949	2,165,977	843,153	3,982,422	1,906,216	52,460,618
持家		17,717,147	112,380	34,290	1,164,363	639,220	2,753,494	1,020,069	32,693,605
17 %	割合	81.9	61.2	45.8	53.8	75.8	69.1	53.5	62.3
公営・公社		1,418,004	31,170	11,073	175,765	82,848	480,745	197,050	2,890,756
•都市機構	割合	6.6	17.0	14.8	8.1	9.8	12.1	10.3	5.5
民間賃貸住宅		2,321,960	37,984	28,463	755,607	114,772	692,553	657,114	15,108,361
民间貝貝圧七	割合	10.7	20.7	38.0	34.9	13.6	17.4	34.5	28.8
給与住宅		52,921	240	332	53,000	2,027	6,428	9,754	1,291,466
和子庄七	割合	0.2	0.1	0.4	2.4	0.2	0.2	0.5	2.5
間借り		117,548	1,948	791	17,242	4,286	49,202	22,229	476,430
旧川日ツ	割合	0.5	1.1	1.1	0.8	0.5	1.2	1.2	0.9

資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成27年)

資料№41 主要死因の性別比較(福岡県 平成21年~平成29年)

	死 因	性別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	400米4	女性	21,559	22,765	23,531	24,228	24,584	24,601	25,246	25,279	26,198
	総数	男性	23,320	24,231	24,581	24,729	24,872	24,716	25,013	25,727	26,332
	西州北北州	女性	5,956	6,195	6,144	6,473	6,471	6,590	6,683	6,697	6,792
	悪性新生物	男性	8,356	8,574	8,610	8,680	8,716	8,497	8,697	8,834	8,948
	₩ P. .	女性	236	244	260	251	252	265	251	238	270
	糖尿病	男性	327	337	325	335	311	333	306	312	349
	+ + L + + +	女性	241	256	263	293	288	254	263	231	297
	高血圧性疾患	男性	127	146	153	158	160	157	157	169	222
	, t	女性	3,176	3,380	3,302	3,390	3,430	3,332	3,260	3,323	3,404
	心疾患	男性	2,408	2,411	2,358	2,383	2,296	2,334	2,322	2,465	2,460
	叫人体产电	女性	2,352	2,330	2,340	2,200	2,166	2,076	2,080	1,942	2,043
_	脳血管疾患	男性	2,052	1,986	2,026	1,980	1,902	1,899	1,828	1,888	1,812
死	P.4. 14	女性	2,313	2,463	2,561	2.542	2,557	2,463	2,472	2,486	1,979
亡	肺炎	男性	2,343	2,613	2,665	2,578	2,651	2,581	2,641	2,647	2,096
数	慢性閉塞性	女性	167	176	172	169	182	144	152	148	169
	肺疾患	男性	442	545	491	481	511	473	435	464	608
		女性	217	207	242	196	220	229	237	228	242
	肝疾患	男性	401	420	426	383	389	364	364	391	423
	E77 — A	女性	491	545	516	538	535	513	538	515	521
	腎不全	男性	424	387	464	435	432	409	400	426	428
		女性	771	902	1.127	1.264	1.450	1,571	1.769	1,961	2,118
	老衰	男性	219	214	268	299	380	416	458	507	582
		女性	691	729	773	820	773	800	759	752	848
	不慮の事故	男性	945	995	965	985	906	951	915	949	969
		女性	301	315	384	342	309	275	266	228	255
	自殺	男性	884	858	840	777	758	718	635	597	563
_			815.7	857.0	884.6	909.5	922.1	923.1	946.8	947.8	983.0
	総数	女性					1.044.6				
		男性	983.6 225.3	1,020.4	1,033.7	1,039.0	.,	1,038.1	1,047.9	1,077.8	1,103.6
	悪性新生物	女性		233.2	231.0	243.0	242.7	247.3	250.6	251.1	254.9
		男性	352.4 8.9	361.1 9.2	362.1	364.7 9.4	366.1 9.5	356.9 9.9	364.3 9.4	370.1	375.0 10.1
	糖尿病	女性 男性			9.8					8.9	
			13.8	14.2	13.7	14.1	13.1	14.0	12.8	13.1	14.6
	高血圧性疾患	女性 男性	9.1	9.6	9.9	11.0	10.8	9.5	9.9	8.7 7.1	11.1
			5.4	6.1	6.4	6.6	6.7	6.6	6.6		9.3
	心疾患	女性 男性	120.2	127.2	124.1	127.3	128.7	125.0	122.3	124.6	127.7
			101.6	101.5	99.2	100.1	96.4	98.0 77.9	97.3	103.3	103.1
	脳血管疾患	女性 男性	89.0	87.7	88.0	82.6	81.2		78.0	72.8	76.7
死			86.5	83.6	85.2	83.2	79.9	79.8	76.6	79.1	75.9
亡	肺炎	女性	87.5	92.7	96.3	95.4	95.9	92.4	92.7	93.2	74.3
率	相外田安州	男性	98.8	110.0	112.1	108.3	111.3	108.4	110.6	110.9	87.8
	慢性閉塞性 肺疾患	女性	6.3	6.6	6.5	6.3	6.8	5.4	5.7	5.5	6.3
	加大忠	男性	18.6	23.0	20.6	20.2	21.5	19.9	18.2	19.4	25.5
	肝疾患	女性	8.2	7.8	9.1	7.4	8.3	8.6	8.9	8.5	9.1
		男性	16.9	17.7	17.9	16.1	16.3	15.3	15.2	16.4	17.7
	腎不全	女性	18.6	20.5	19.4	20.2	20.1	19.2	20.2	19.3	19.5
		男性	17.9	16.3	19.5	18.3	18.1	17.2	16.8	17.8	17.9
	老衰	女性	29.2	34.0	42.4	47.4	54.4	58.9	66.3	73.5	79.5
		男性	9.2	9.0	11.3	12.6	16.0	17.5	19.2	21.2	24.4
	不慮の事故	女性	26.1	27.4	29.1	30.8	29.0	30.0	28.5	28.2	31.8
		男性	39.9	41.9	40.6	41.4	38.1	39.9	38.3	39.8	40.6
	自殺	女性	11.4	11.9	14.4	12.8	11.6	10.3	10.0	8.5	9.6
		男性	37.3	36.1	35.3	32.6	31.8	30.2	26.6	25.0	23.6

死亡率:男女別人口10万対

資料出所:福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

2 参考資料

- ◆国際婦人年以降の国内外の主な動き
- ◆福岡県男女共同参画推進条例
- ◆福岡県男女共同参画審議会規則
- ◆福岡県男女共同参画審議会委員名簿
- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	日 本	福岡県
1975年	国際婦人年	9月 総理府に	
(昭 50)	6月 「国際婦人年世界会議」開催	「婦人問題企画推進本部」設置	
	(メキシコシティ)	「婦人問題企画推進会議」設置	
1050 F	(世界行動計画採択)	「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭 51)			
1977年		1月 「国内行動計画」策定	
(昭 52)		7月 「国立婦人教育会館」設置	
(02)		10月 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年			6月 「婦人関係行政推進会議」設置
(昭 53)	玉		「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年	12月 第 34 回国連総会		6月 「婦人対策室」設置
(昭 54)	連 「女子差別撤廃条約」採択		
1980年	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催〔コ	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する
(昭 55)	婦ペンハーゲン〕		提言」提出
	(女子差別撤廃条約署名式)		11月 「福岡県行動計画」策定
1981年	人 9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	
(昭 56)			
1982年	<i>σ</i>	女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法	5月 「福岡県行動計画」改訂
(昭 57)		制整備準備	11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と
	+		課題」報告書提出
1983年	2月「国連婦人の10年」1985年世界会議準備		
(昭 58)	年 委員会		
1984年		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律	
(昭 59)		公布(S60.11施行)	
1985 年	7月 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催	5月 「男女雇用機会均等法」公布	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する
(昭 60)	[ナイロビ]	6月 「女子差別撤廃条約」批准	提言」提出
I	(「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のため	7月 同条約発効	
<u> </u>	の将来戦略」採択)		
1986年		4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改
(昭 61)			正、第2次行動計画策定
1987年		5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する
(昭 62)			提言」提出
1988年		4月 「改正労働基準法」施行	
(昭 63)			
1989年		4月 学習指導要領の改訂	
(平元)		(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実		
(平2)	施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及		
	び結論」採択		
1991年		5月 「新国内行動計画」(第1次改定策定	10月 婦人問題懇話会提言提出
(平3)		「育児休業法」公布	11月 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政
İ			推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女
I			性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女 性政策課」へ名称変更
1992 年		4月 「育児休業法」施行	[注政界珠] 、石桥发史
(平4)		4万 「月几杯来仏」旭日	
1993 年	6月 世界人権会議(ウィーン)		
(平5)	12月 第 48 回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に		
	関する宣言 採択		
1994年	9月 国際人口・開発会議 (カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女	
(平6)		共同参画室」と「男女共同参画審議会」設	
		置	
1995 年	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に
1		(K)	向けて」
(平7)		10/	, , , , ,
		7月 「男女共同参画ビジョン」答申	3月 第3次「福岡県行動計画」策定
(平7)		(=)	
(平7) 1996年		7月 「男女共同参画ビジョン」答申	3月 第3次「福岡県行動計画」策定
(平7) 1996年 (平8) 1997年		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称) あすば
(平7) 1996年 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称) あすば
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称) あすば る』」開館
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称) あすば
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすは る』」開館 4月 初の女性副知事誕生
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9) 1998年 (平10) 1999年		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『(愛称) あすば る』」開館
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正 4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすは る』」開館 4月 初の女性副知事誕生
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9) 1998年 (平10) 1999年		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすばる』」開館 4月 初の女性副知事誕生
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9) 1998年 (平10) 1999年	6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」	7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正 4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすばる』」開館 4月 初の女性副知事誕生 9月「女性副知事サミット」開催
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9) 1998年 (平10) 1999年 (平11)	6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正 4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすばる』」開館 4月 初の女性副知事誕生
(平7) 1996年 (平8) 1997年 (平9) 1998年 (平10) 1999年 (平11)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 1月 「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」 に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正 4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月「福岡県女性総合センター『(愛称) あすばる』」開館 4月 初の女性副知事誕生 9月 「女性副知事サミット」開催 9月 「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委

年	# B	- *	岩 図
2001年	世界	日 本 1月 内閣府に	福 岡 県 4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」
(平13)		「男女共同参画会議」設置	4月 「女性政界課」が「男女共同参画推進課」 へ組織改正
(10)		「男女共同参画局」設置	「女性行政推進会議」が「男女共同参画
		1月 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が「国立	
		女性教育会館『ヌエック』」へ	5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員
		名称変更	会」提言
		4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行
2002 年		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置
(平14)			3月 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部	
(平 15)		施行	「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」 へ名称変更
2004 年		5月 「配偶者暴力防止法」第1次改正 (定義	
(平16)		の拡大など)	
(10)		12月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
		「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡	
		充)	
2005 年	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニ	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行	12月 福岡県男女共同参画審議会答申
(平17)	ューヨーク)	「改正育児・介護休業法」施行	「第2次福岡県男女共同参画計画の考え
		12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決	方について」
		定	
2006年		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定
(平 18)			「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害
2007 年		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行	者の保護に関する基本計画」策定
(平19)		7月 「配偶者暴力防止法」第2次改正 (保護	
(+19)		の	
		が 150000元、 日間 1777 C 50 元を風信な ど)	
2008 年		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
(平 20)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
2009 年		7月 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制	
(平21)		度導入の義務付けなど)	
		8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年	3月 北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)(ニ	6月 「改正育児・介護休業法」施行	11月 福岡県男女共同参画審議会答申
(平22)	ューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決	「第3次福岡県男女共同参画計画の考え
		定	方について」
			「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止
			及び被害者の保護に関する基本計画の考
2011年			え方について」 1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及
(平 23)			び被害者の保護に関する基本計画 策定
(, ==,			2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行(100人	
(平24)		以下事業主適用)	
2013年		6月 「配偶者暴力防止法」第3次改正	
(平 25)		(準用による適用対象範囲の拡大など)	
		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」	
		改正(婦人相談所等による支援を明記)	
		10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する	
		法律」全面施行	
2014 年		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
(平 26)			
2015 年	3月 北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)(ニ	9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関	11月 福岡県男女共同参画審議会答申
(平27)	ューヨーク)	する法律」公布・一部施行	「第4次福岡県男女共同参画計画の考え
		12月 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決	方について」
		定	「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止
			及び被害者の保護等に関する基本計画の
0010 F		4日「上界の職業生活)をかけると語っている。	考え方について」
2016年 (平 28)		4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」全面施行	1月 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する基本計画」策定
(± 48)		12月 「ストーカー行為等の規制等に関する法	の (依書者の保護寺に関する基本計画) 東正 3月 「第4次福岡県男女共同参画計画 策定
		# 改正 (職務関係者による配慮等)	4月「女性活躍推進室」設置
		11.3 - AND MAKE 1 - S. S. BIOW 41.	6月 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立
2017年		6月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する	
(平29)		法律」全面施行	
		10月「改正育児・介護休業法」施行	
2018年		5月「政治分野における男女共同参画の推進に	
(平 30)		関する法律」施行	0日 「福岡田)をかける作目下を行めて おれる
2019 年		5月「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」改正	3月 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布・一部施行
(令和元)		6月「配偶者暴力防止法」改正	から永氏寺をするにめい未物」公布・一部施行
		くこ 「ロロデュロ 多くこでこ上にた」 よく上	

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号) 平成十三年十月十九日公布、施行

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 (第八条—第二十一条)

第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条) 第四章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいう。
 - 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に 対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は 性的な言動により相手方の生活環境を害する行為 をいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。
 - 男女が性別によって差別されることなく、その 人権が尊重されること。
 - 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてそ の能力を十分に発揮する機会が確保されること。
 - 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる分野において、対等な構成員として参画 する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担 うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」

- という。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する 施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的 に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市 町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して 取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に のっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組む とともに、県が実施する男女共同参画の推進に関す る施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の 均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介 護その他の家庭における役割を果たしながら職業生 活を営むことができるよう職場環境等の整備に努め なければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業 活動において発揮されることの重要性にかんがみ、 育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者 が、再び雇用の場において、その能力を発揮できる よう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による 生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因す る行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を 与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

- 第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。
- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心 と理解を深めることができるように、必要な教育及 び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に 規定する責務を円滑に果たすことができるように、 情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推 進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされる ように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努 めるものとする。

(調查研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な 調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

- 第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民 又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出が あった場合は、当該申出を適切に処理するよう努め るものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合に おいて、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画 審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の 男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、 県民からの相談があった場合は、関係機関と連携し て、当該相談を適切に処理するよう努めるものとす る。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及 び男女共同参画の推進に関する施策についての報告 書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

- 第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、 広く県民の意見を反映させるよう努めなければなら ない。
- 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、 福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければな らない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

- 第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査 審議すること。
 - 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施 策の実施状況について意見を述べること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定に よりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 十分の四未満であってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会規則

(平成十三年福岡県規則第六十九号)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県男女共同参画推進条例(平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。)第二十二条第五項の規定に基づき、福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、条例第二十二条第三項の規定により知事が任命する。 この場合において、第二号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、四人以内とする。
 - 一 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その 職務を代理する。

(会議)

- 第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(部会)

- 第五条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会 長が指名する。
- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、人づくり・県民生活部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会委員 名簿

令和元年9月現在

氏名	所属団体等	備考
いず きこ 伊豆 美沙子	福岡県市長会 (宗像市長)	
うえの みちお 上野 道雄	公益社団法人福岡県医師会副会長	
大山真実	【公募委員】	
^{きたがわ} のぶこ 北川 信子	(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会副理事長	
くほた ゆき 窪田 由紀	九州産業大学人間科学部教授	
*************************************	久留米市男女平等推進センター所長	
きだいけ たっひこ 貞池 龍彦	株式会社アビリティ・キュー代表取締役	
lid to USIL 柴田 浩	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
ましゃき あきこ 樗木 晶子	九州大学大学院医学研究院教授	会長
とよふく ぁきこ 豊福 明子	日本労働組合総連合会福岡県連合会政策・政治局長	
にのみゃ まさと 二宮 正人	北九州市立大学副学長	
のより ともこ 野依 智子	福岡女子大学副学長	
^{はだま} ちかこ 葉玉 千賀子	福岡県立ありあけ新世高等学校長	
はりもと くにお 張本 邦雄	TOTO株式会社代表取締役会長	
ふくしま やすぉ 福島 康夫	福島法律事務所弁護士	
*rosic cjontit 松藤 幸之輔	毎日新聞西部本社編集局長	
南りまご	福岡県男女共同参画推進連絡会議	
宮地 歌織	【公募委員】	
みゃもと なおつぐ 宮本 直嗣	【公募委員】	
やつしる ゆみ 八代 由美	那珂川市王塚台区長	

(50音順、敬称略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間 の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮

されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は 民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画 する機会が確保されることを旨として、行われなければな らない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その 他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男 女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなけ ればならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった ときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなけれ ばならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について 準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府 県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべ き男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同 参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な 計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定め るように努めなければならない。
- 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は 市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成 に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ ならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基 本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講 じなければならない。

(苦情の処埋等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を 及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために 必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共 同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置 を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な 調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下 に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換そ の他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力 の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努 めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参 画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情 報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるもの とする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」と いう。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定 する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大 臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議
- すること。 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があ ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共 同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると 認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意 見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組 織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大 臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する 者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員 の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であっ てはならない。 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要が あると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は 調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明 その他必要な協力を求めることができる。
- 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要がある と認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議 員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定 める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (以下略)

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

総則(第一条—第四条) 第 -章

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・ 第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条) 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を 営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発 揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業 生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七 十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における 活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地 方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基 本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお ける活躍を推進するための支援措置等について定めるこ とにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少 子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情 勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するこ とを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活に おける活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意 思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他 の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を 通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職 場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して 及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮でき るようにすることを旨として、行われなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む 女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に 関する事由によりやむを得ず退職することが多いことそ の他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を 踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活 における活動について家族の一員としての役割を円滑に 果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環 境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑か つ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけ ればならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性 の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重 されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生 活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五 条第一項において「基本原則」という。) にのっとり、女 性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を 策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は 雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する 機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生 活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよ う努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなけ ればならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施 するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基 本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければなら
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとす る。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的 な方向
 - 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に 関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支 1 援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な 環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における 活躍を推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった ときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の 区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策についての計画(以下この条において「都道府県 推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められてい るときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、 当該市町村の区域内における女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市 町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推 進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公 表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業 主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を 総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針 に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び 第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画 (次項にお いて「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指 針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めな ければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項に つき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるもの とする。
 - 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行 動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを労働者に周知させるための措置を講じなけ ればならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に 基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業 主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、 第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業 主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合につい て、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条 第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、 役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引 に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定め るもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大 臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認める とき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主 (一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人 以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。) が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の 募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業 主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び 第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、 適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により 設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省 令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又 は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に 該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事 業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助 を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣 が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で 定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する 基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取 り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定によ る届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び 第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第 四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二 項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出 をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条 の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従 事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三 項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。 この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募 集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法 第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命 じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとす る。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規 定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」

とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の 相談及び援助の実施状況について報告を求めることがで きる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により 一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又は これらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般 事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は 一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよ うに相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。) を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計 画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施 するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達 成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働

- 省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で 定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職 業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよ う努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、 職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資す るよう、その事務及び事業における女性の職業生活におけ る活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部 を、その事務を適切に実施することができるものとして内 閣府令で定める基準に適合する者に委託することができ ス
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等 の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう に努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業

生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。) は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。) を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域 内において第十八条第三項の規定による事務の委託がさ れている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員 として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣 府令で定めるところにより、その旨を公表しなければなら ない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務 に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関 して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する 厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施 のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法 第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反 して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下 の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者 の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十 七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十 九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円 以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし た者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十 条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しく は虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章 (第七条を除く。)、第五章 (第二十八条を除く。)及び第六章 (第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その 効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、 社会の対等な構成員である男女が公 選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官 房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若し くは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職 (次条において「公選による公職等」という。) にある者 として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定 に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分 野における男女共同参画」という。) が、その立案及び決 定において多様な国民の意見が的確に反映されるために 一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法 (平 成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分 野における男女共同参画の推進について、その基本原則を 定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする とともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野にお ける男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男 女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを 目的とする。

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、 自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その 性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公 選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継 続的な両立が可能となることを旨として、行われなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野に おける男女共同参画の推進についての基本原則 (次条に おいて単に「基本原則」という。) にのっとり、政党その 他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保し つつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進 に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実 態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同 参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、 必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同 参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる 環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同 参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策 を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、 必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参 画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他 の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条-第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が 行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の 被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害 し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を 図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護す るための施策を講ずることが必要である。このことは、女性 に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における 取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立 支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を 受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び 厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務 大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者

- の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並 びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画 の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなけ ればならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県 における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策の実施に関する基本的な計画(以下この条におい て「都道府県基本計画」という。)を定めなければならな い。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本 計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その 他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談 支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能 を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、 被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条

及び第八条の三において同じ。) の緊急時における安全 の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業 の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等に ついて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整そ の他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報 の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行う こと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報 の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を 行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又 は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う ものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を 行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を 行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと 認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談 支援センター又は警察官に通報することができる。この場 合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定 その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定に より通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと 認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴 力相談支援センター等の利用について、その有する情報を 提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に 定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」 という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四 号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子 及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を 支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉 事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機 関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護 が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努 めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の 職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたとき は、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨 を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この章において同じ。) が、配偶 者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっ ては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの 身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ った者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第 一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等 に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者か ら受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引 き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)に より、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配 偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下 この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項にお いて同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるもの とする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共に する場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の 住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この号において同じ。)その他の場所におい て被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤

- 務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいし てはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と 共に生活の本拠としている住居から退去すること及び 当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定に よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算し て六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に 掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの とする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合 を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時 までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて 送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を 催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に 置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、 図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態 に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年 に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項 第三号において単に「子」という。)と同居しているとき であって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言 動を行っていることその他の事情があることから被害者 がその同居している子に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認める ときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又 は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は 身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者 に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命 令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日まで の間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学 校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は 当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所 の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとす る。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意 がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の 親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有す る者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している 者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著し く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会 することを余儀なくされることを防止するため必要があ ると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規

- 定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令 (以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事 項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合 にあっては、被害者が当該同居している子に関して配 偶者と面会することを余儀なくされることを防止する ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申 立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合 にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面 会することを余儀なくされることを防止するため当該 命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時 における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職 員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内 容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる 事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相 談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相 談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに 対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求め るものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支 援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ず るものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者 暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人 から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた 職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に 関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付 さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定を する場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が 出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しに よって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てる ことができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を 取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定 による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該 命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令に

- ついて、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗 告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立 てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取 り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項 から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定 による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過し た後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっ ては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経 過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、 当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな いことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による 命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り 消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て) 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄 区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行 うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若し くは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。 (民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。 (最高裁判所規則)
- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、 裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」 という。) は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の 状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、 障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その 安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければな らない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。 (都道府県及び市の支弁)
- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行 う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定 める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要 する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、 社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談 員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が 前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号 及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担 するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

CV 01.37(-> 1	INIC 101 0 1	りに即じて日んのひつこうる。
第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に
		規定する関係にある相手か
		らの暴力を受けた者をい
		う。以下同じ。)
第六条	配偶者又は	同条に規定する関係にある
第一項	配偶者であ	相手又は同条に規定する関
	った者	係にある相手であった者
第項項十項第一かま十年ので、第号条二二第十項的で、第号条一四び一ので、第号条の四び一ので、第号等第項	配偶者	第二十八条の二に規定する 関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、 又はその婚 姻が取り消 された場合	第二十八条の二に規定する 関係を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。) に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則(略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

(昭和六十年七月一日条約第七号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、 文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の 権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の 尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上 で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害 するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役 立てるために完全に開発することを一層困難にするもので あることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルト〜イト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている 諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆ る形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決 意して、 次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第一条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法 令に組み入れられていない場合にはこれを定め、か つ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他 の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法 その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとる こと。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も 差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従 って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤 廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習 及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当 な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定 を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的 及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎 として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保 障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を 確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は 男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その 他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会 的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性 についての適正な理解並びに子の養育及び発育にお

ける男女の共同責任についての認識を含めることを 確保すること。あらゆる場合において、子の利益は 最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春から の搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利 並びにすべての公選による機関に選挙される資格を 有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに 政府のすべての段階において公職に就き及びすべて の公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機 関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の 権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における 職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための 同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通 教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びに あらゆる種類の職業訓練において確保されなければ ならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退 学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権 利
 - (b) 同一の雇用機会 (雇用に関する同一の選考基準の 適用を含む。) についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。) 及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価 に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢 その他の労働不能の場合における社会保障)につい ての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の 保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別 を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保 するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、 従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失 を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている 種類の作業においては、当該女子に対して特別の保 護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び 技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に 応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族 計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保する ことを目的として、保健の分野における女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、 分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合に は無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄 養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用に

ついての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面に おける文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の 経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の 開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受け ることを確保することを目的として、農村の女子に対する 差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものと し、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に 参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的 能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の 機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を 管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与 えるものとし、裁判所における手続のすべての段階におい て女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意の みにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて

決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有 し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分する ことに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、 また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録 を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。) がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2~9 (略)

第十八条~第二十条 (略)

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年 国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た 報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有 する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な 性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその 意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、 婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

(昭和六○年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六○年七月二五日に日本国について効力発生